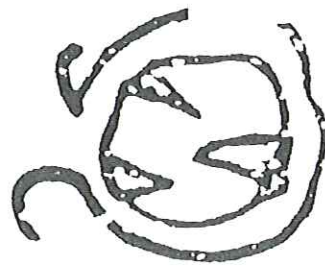


甲A89号証

鷺見一夫



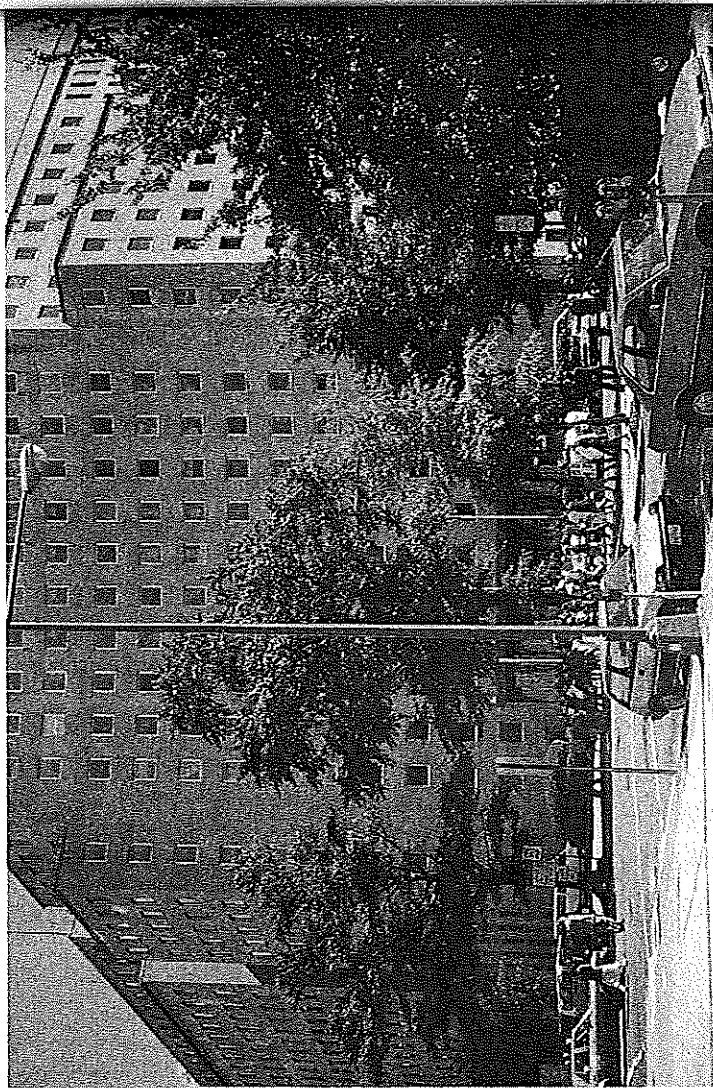
世界銀行

開発金融と環境・人権問題

有斐閣

第 I 章

世銀とは何か



ワシントンDCにある世銀本部の建物

1 ブレトンウッズ体制

世銀の成立の経緯

世銀は、IMFとともに、第二次世界大戦後の国際経済秩序を担う中核機関として、大戦中にすでに構想され、一九四四年七月一日から二日にかけてアメリカのニューハンプシャー州ブレトンウッズ村で開かれた連合国通貨金融会議 (United Nations Monetary and Financial Conference) において設立が決定された。

世銀とIMFは、それぞれに別個の国際融資機関として設立されている。つまり、世銀は、「国際復興開発銀行協定」 (Articles of Agreement of the International Bank for Reconstruction and Development) に基づいて、またIMFは、「国際通貨基金協定」 (Articles of Agreement of the International Monetary Fund) に基づいて設立されている。二つの設立条約は、ともに一九四五年十二月二七日に発効した。

ブレトンウッズ体制は、当初、世銀とIMFに加えて、国際貿易機関 (ITO: International Trade Organization) の三者で構成することが構想されていた。ITO憲章 (ハバナ憲章) は、一九四八年に五三カ国により署名されたが、アメリカをはじめ多くの国々が批准を行わなかったために、流産してしまった。こうして、IMFが国際収支の面を、世銀が開発金融の面を、ITO

が国際貿易の面を担うという三位一体構想は崩れてしまい、戦後の国際経済秩序は、当初から片肺飛行を余儀なくされるに至った。「関税および貿易に関する一般協定」 (GATT) は、本来、ITO憲章が発効するまでの暫定措置として企図されたものであるが、これが、貿易・通関に関する唯一の多国間協定として、現在にまで適用されるという要則状態が続いているのである。

世銀の正式名称は、「国際復興開発銀行」 (IBRD: International Bank for Reconstruction and Development) である。この名称が示すように、世銀は、戦後経済の「復興」 (reconstruction) と「開発」 (development) という二つの目的をもって出発した。

世銀の業務は、一九四六年六月二五日に開始された。最初の貸付は、一九四七年と一九四八年に実施され、フランス、オランダ、デンマーク、ルクセンブルグの四カ国に対して五億ドルの「復興」貸付が行われた。

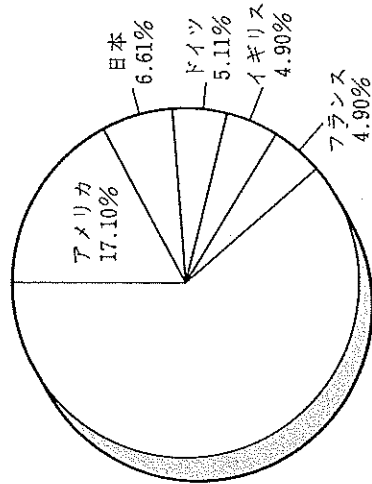
しかし、欧州復興の援助は、アメリカのマーシャル・プランの下で進められたため、その後は、世銀貸付は、もっぱら「開発」の側面のみに向けられることとなった。「開発」貸付は、一九四八年にたり、一九四九年にインド、一九五〇年にエチオピアへ、それぞれ最初の貸付が行われた。

なお、世銀は、一九四七年一月に、国連との間に協定を結び、国連憲章第五七条に掲げられる「国連と連携関係を持つ専門機関」となった。こうして、世銀は、国連機関との間に情報交換とか協議とかを行ってきている。特に国連開発計画 (UNDP) との間には緊密な関係が保たれてきており、世銀は、UNDPの主要業務である投資前調査を、UNDPに代わって、その資金

表1 世銀の歴代総裁

1. ユーゲン・メイヤー (Eugene Meyer)	1946年6月18日～1946年12月18日 (6ヵ月)
2. ジョン・マックロイ (John J. McCloy)	1947年3月17日～1949年6月30日 (2年3ヵ月)
3. ユーゲン・ブラック (Eugene R. Black)	1949年7月1日～1962年12月31日 (13年6ヵ月)
4. ジョージ・ウッズ (George D. Woods)	1963年1月1日～1968年3月31日 (5年2ヵ月)
5. ロバート・マクナマラ (Robert S. McNamara)	1968年4月1日～1981年6月31日 (13年2ヵ月)
6. アルデン・クローセン (Alden W. Clausen)	1981年7月1日～1986年6月30日 (5年)
7. バーバー・コナブル (Barber B. Conable, Jr.)	1986年7月1日～1991年8月31日 (5年1ヵ月)
8. ルイス・プレストン (Lewis T. Preston)	1991年9月1日～

図1 世銀における主要加盟国の
投票権の割合(1983年9月28日現在)



制」(weighted voting system)が採用されている。つまり、出資額に応じて投票権に差異が設けられており、各々の加盟国は、二五〇票の基本票に加えて、出資一株(一〇万ドル)ごとに一票が上乗せされる仕組みとなっているのである。

このため、出資額の多い先進国が圧倒的な票数を保有することになる。例えば、一九九三年九月二十八日現在で、アメリカは二四万三三五九票(一七・一〇%)、日本は九万四〇二〇票(六・六一%)を持つのに対して、ラオスは三五〇票(〇・〇二%)しか有していないのである(図1参

照)。を利用して実施している。

世銀総裁は、毎年、国連の経済社会理事会(ECOSO)に出席し、年次報告書を提出するとともに、その活動全般についての報告を行う。しかし、総体的に眺めてみれば、世銀と国連との間の関係は希薄である。世銀の予算は、国連の予算とは別勘定となっており、また世銀は、資金調達および貸出業務を独自の判断で行う。さらに、世銀は、業務状況の具体的内容については、国連に報告を行わない。

世銀と国連の間には、政策決定メカニズム、特に表決制度の点において、顕著な差異が存在している。世銀においては、一国一票の国連方式は採られておらず、「加重投票

制」(weighted voting system)が採用されている。つまり、出資額に応じて投票権に差異が設けられており、各々の加盟国は、二五〇票の基本票に加えて、出資一株(一〇万ドル)ごとに一票が上乗せされる仕組みとなっているのである。

この点が最も顕著に現れているのが、世銀総裁の地位である。世銀総裁は、慣行上、アメリカの理事が指名した候補者のうちから、理事会で選ばれる。こうして、歴代総裁は、アメリカから選出されている(表1参照)。IMFの専務理事がヨーロッパから選ばれてきているのと、好対照である。IMFの現在の専務理事は、フランス人のミシェル・カムドシユ(Michel Camdessus)氏である。

世銀とIMF

世銀とIMFの本部ビルは、ワシントンDCのホワイトハウス近くに、一九番街をはさんで向かいあっている。二つの機関は、相互補完的な役割を果たし、互いに緊密な連携を保って活動している。

この点は、世銀協定においても明記されており、世銀の加盟国であるためには、IMFの加盟国でなければならないとされている(第二条第一項)。それ故、IMFから脱退すると、三カ月後に自動的に世銀の加盟国でなくなる(第六条第三項)。

しかし、すでに見たように、両者は、それぞれに別個の設立条約に基づいており、異なる目的を持つ機関とされている。したがって、両者は、任務・権能などの点で、各々が独自の役割を果たすことになっている。

IMFは、加盟国の出資金によって形成される共通の資金プールといったもので、銀行というよりも、むしろ信用組合に近い性格を持っている。それ故、IMFは、世銀とは異なり、業務資金を調達するために、民間資本市場から借入を行うようなことはしない。IMFの資金源は、加盟国に対して経済力に応じて割り当てられる出資金——「クォータ」と呼ばれる——である。

IMFの融資業務は、国際収支困難に陥った加盟国に対して、一時的な信用供与を行う形で営まれる。具体的には、IMF加盟国は、外貨の不足に直面するとき、自国通貨を対価として、IMFから外貨を購入する(Purchase)という方法がとられる。例えば、ある加盟国がIMFから米ドルを調達しようとするときには、その国は、自国通貨をIMFに払い込み、これと引き換えにIMFから米ドルの提供を受ける。そして、返済の際には、自国通貨を買い戻す(Reverse Purchase)のである。

このように、IMFは、国際収支困難に遭遇している加盟国に対して短・中期の資金を提供す

るのであるが、このような融資業務は、IMFの本来的な役割ではない。IMFの主要任務は、国際金融システムの監視役を演ずることである。具体的には、IMFは、加盟国の金融・為替政策を監視し、それが秩序ある金融システムを歪めると判断する場合には、是正措置について勧告を行うのである。

こうした観点から、IMFは、融資を行うに際しては、国際収支困難の原因を除去するための経済政策の改革の実施を条件づける。これが、「コンディショナリティ」と呼ばれるものである⁽¹⁾。それ故、加盟国がIMFから融資を受けるにあたっては、国際収支の悪化を理由とするだけでは不十分で、国際収支を好転させるために講じようとする政策パッケージを提示しなければならないのである。IMFと加盟国との間においてしばしば対立が生ずるのは、この政策パッケージのうち盛り込まれる具体的施策(例えば、緊縮財政の採用)をめぐるためである。

こうして、政策パッケージについて合意された場合にはじめて融資が行われるが、IMFは、政策パッケージの実施状況をモニターし、それが合意通りに実施されていないと判断する場合には、融資を打ち切る。IMFが、加盟国の抵抗に出合いつつも、その意向を押し付けることに成功してきているのは、こうした融資中止という切り札があるためである。また、加盟国がIMFの意向に逆らうことが難しいのは、IMFの融資決定が、世銀をはじめとするMDBs、二国間援助機関、民間銀行などの新規融資ないしは債務救済の前提条件となっているためである。これが、IMFの「触媒機能」と呼ばれているものである。

I M Fに比べて、世銀は、投資銀行ともいべき性格を持っている。つまり、世銀は、加盟国の出資金で設立されているのであるが、その貸出業務の主要な原資となっているのは、民間資本市場で調達される借入金である。I M Fが国際収支支援のための短・中期の融資を行うのに対して、世銀は、「開発」のための長期の貸出を行うという点においても、両者は異なっている。

世銀貸付は、一九五〇～七〇年代においては、大部分がプロジェクト貸出 (project lending)、つまり道路、橋梁、ダム、発電所、灌漑などの個別プロジェクトへの貸出であったが、一九八〇年代以降には、プログラム貸出 (programme lending) の割合が増大してきている。今日、プログラム貸出は、大抵の場合、「構造調整貸出」(S A L) ないしは「部門調整貸出」(S E C A L) の形が採られている。

S A Lは、世銀加盟国が、経済政策・制度の全般的な変革を目指したプログラムを策定し、実施しようとする際に、これを支援するために貸し付けられるものである。これに対して、S E C A Lは、世銀加盟国が、農業・運輸などのそれぞれの部門ごとの政策・制度の変革を行おうとする際に、これを支援するために貸し付けられるものである。なお、S E C A Lが、個別プロジェクトとの抱き合わせにおいて供与される場合には、「ハイブリッド (混合型) 貸出」と呼ばれている。

このように、プロジェクト貸出の場合とは異なり、S A LおよびS E C A Lの場合には、一定の経済政策・制度の変革の実施が、コンディショナリティとして付けられる。この結果、I M F

の融資と世銀の調整貸出との間には境界が曖昧になってきており、また実際にもある種の混乱状態が生じてきている。

一般的に言えば、I M Fのコンディショナリティは、国際収支の安定化という側面に焦点が置かれているのに対して、S A LないしはS E C A Lの場合には、こうしたコンディショナリティに上乗せして、経済成長の回復に向けてのコンディショナリティが付加されることになる。それ故、S A LないしはS E C A Lを受けようとする国は、「国際収支安定化計画」のI M Fによる受け入れを前提にして、これに上乗せして、輸出促進策などの経済成長に向けての「構造調整計画」について世銀と合意に達しなければならないということになる。

以上のほか、世銀とI M Fの間には、融資先という点でも差異が見られる。先にも触れたように、世銀貸出は、もっぱら開発途上国に対して行われる。これに対して、I M F融資は、開発途上国および先進国を問わず、すべての加盟国に対して行われる。

世銀とI M Fを規模で比べてみると、世銀のほうがずっと大きい。I M Fの職員数がおおよそ二〇〇〇名であるのに対して、世銀の職員数は約六八〇〇名である。

融資額で眺めてみても、世銀のほうが、より多くの資金を貸し出してきている。世銀は、その創設以来、一九九二年六月三〇日までの間に、二〇〇〇億ドル以上の貸出を行ってきている。これに対して、この期間におけるI M Fの融資額は、おおよそ一四〇〇億ドルである。

世銀加盟国

世銀加盟国には、原加盟国と加入加盟国とがある。原加盟国は、一九四四年のブレトンウッズ会議に出席して、かつ一九四六年末までに世銀協定を批准した国で、三五カ国を数える。その他の国々は、加入申請が認められた場合に、加盟国となることができる。

ブレトンウッズ会議には四四カ国が出席したが、世銀およびIMFに加わらなかったのは、旧ソ連、リベリア、ニュージーランドであった。しかし、これらの国々は、旧ソ連を除いて、その後ほとんどなくして加盟した。

また、当初から参加しながらも、その後に脱退したのは、ポーランド（一九五〇年）、チェコスロバキア（一九五四年）、キューバ（一九六〇年）である。ドミニカは、一九六〇年に脱退したが、翌年に復帰した。また、インドネシアは、一九五四年に加盟したが、スカルノ（Sukarno）政権当時、一九六五年に脱退した。しかし、その後、スハルト（Suharto）政権の登場に伴って、一九六七年に復帰した。

日本は、サンフランシスコ平和条約の発効（一九五二年四月二十八日）の直後の同年八月一四日に加入を認められた。その他、世銀発足後に加盟した主な国々は、ドイツ、スペイン、ポルトガル、アルゼンチンなどである。

旧ソ連は、ブレトンウッズ会議に出席し、IMF協定と世銀協定に署名した。しかし、旧ソ連は、これらの協定を批准しなかった。そのため、IMFと世銀は、これまで、市場経済圏の国々

の間での組織といった観を呈してきた。

しかし、旧ソ連の崩壊に伴って、一九九二年に、ロシア、ウクライナなどの一五共和国が、IMFと世銀に一斉に加盟した。また、スイス、サンマリノなどの国々も、新たに加盟した。さらに、一九九三年一月には、チェコスロバキアは、チェコとスロバキアに分離し、同年二月には、ユーゴスラビアの地位は、クロアチアとスロベニアにより継承された。この結果、現在の加盟国数は一七六カ国となった。こうして、IMFと世銀は、文字通り世界的な組織となるに至った。

このような状況を迎えて、アメリカのニコラス・ブレディ（Nicholas F. Brady）総務は、一九九二年世銀・IMF年次総会において、「市場経済原理の勝利」を宣言し、次のように語った。

「政治哲学と経済観念をめぐる競い合いは終わった。個人と市場を信じている者が勝利を収めた。その恩恵は、より大きな自由、より急速な成長、より高い生産性、より多くの雇用、さらにより快適な生活を享受できる世界を生み出すことになろう。」

「今日では、世界中の国々が、市場原理への誓いの意思表示をしており、また自国の政策を大幅に変更してきている。われわれは、触知できる結果を目撃しはじめている。」

「市場原理の勝利は、旧ソ連と東欧での出来事によって、恐らく最も劇的に証明されているといえよう。これらの国々の人々は、中央計画経済を単に改革するのではなく、それを市場経済制度に可能な限り早期に取り替えるという明確な選択を行った。これらの人々は、全面的な経済変革によって発生する大きな困難に耐えていく用意がある旨の強い決意を示して

いる。」

このように、ブレディ総務は、市場経済原理の勝利を高らかに誇っているのであるが、世界経済の行方は、はたしてバラ色なのであろうか。この点について、ブレディ総務は、極めて楽観的な見方をしており、「より強力な未来を建設するために」と題して、次のように語った。

「われわれが第一次的な優先度を置かねばならないのは、強い成長を再開することである。成長が起これば、雇用を創出するようなプロジェクトに世界の資金が引き寄せられ、それによって貧困を減少させ、より高い生活水準を作り出すことができる。他方において、どのような理由であれ、利子率が高いままでは、金融制度の下で得られる投資収益は小さいままである。どちらを選択したらよいかは、明らかである。」

要するに、ブレディ総務に言わせれば、利子率を引き下げ、投資を促進することにより、経済成長を加速すれば、雇用機会が創出され、それによって貧困問題が緩和され、人々の生活水準の向上がもたらされるといっているのである。しかし、これは、あまりにも単純な見方である。経済成長一本槍の政策が、かえって貧富の格差を増大させ、また深刻な公害・環境問題を生み出してきたことは、過去の経験から明らかである。

世銀の姉妹機関

「世銀」(IBRD)の貸出の場合には、「貸付」(loan)の名称で呼ばれる。IBRD貸付は、

政府、政府機関、ないしは政府が返済保証をする民間企業に対して行われる。返済期間は、一般に一五〜二〇年(うち据置五年)である。貸付金利は、固定的なものではなく、IBRD自体が国際資本市場から調達する資金の借入コストに応じて変動し、半年ごとに定められる。一九九三年下半期の金利は七・四三%であった。貸付(未実行分)に対しては、〇・二五%のコミットメント手数料が課せられる。なお、一九九三会計年度³⁾には、返済優良国(支払期限前三〇日以内に返済を完了している国)に対しては、貸付金利を〇・三五%軽減する措置が講じられた。

IBRDは、アメリカの公社価格付け機関であるムーディーズおよびスタンダード・プアーズ社(Moody's and Standard & Poor's)により、優良金融機関として、常にトリプルAにランキングされてきている。このような信用力があるために、IBRDは、国際資本市場において、低い金利で資金を調達できるのである。調達される資金の金利が低ければ低いほど、貸付金利も低く抑えることができることになる。

こうして、IBRDの経営は、国際資本市場においてできるだけ低い金利で資金を調達し、借り入れた資金をそれよりも幾分高い金利で開発途上国にまた貸しすることによって、基本的に営まれている。一九九三年度には、IBRDの平均借入コストは五・九七%であった。

このように、IBRD貸付は、返済期間が長期であるとはいえ、金利の点では市場金利よりも幾分高めとなるため、とりわけ貧しい国々にとっては返済負担は大きなものとなる。また、民間企業にとっては、政府保証を得なければならないという点も、IBRDからの借入を難しくして

表2 世銀グループの概要 (1993年9月現在)

	国際復興開発銀行 (IBRD)	国際開発協会 (IDA)	国際金融公社 (IFC)	多数国間投資保証機関 (MIGA)
設立年月	1945年12月	1960年9月	1956年7月	1988年4月
目的	開発貸付	緩和された条件での開発融資	民間企業に対する開発融資	投資にかかわる非商業的リスクの保証と政策助言
加盟国数	176カ国	154カ国	156カ国	111カ国
資本金	1840億5000万ドル	691億6400万ドル (第1次~第9次増資累計額)	23億ドル	10億8200万ドル
主要国の出資割合				
アメリカ	17.63%	25.6%	23.58%	23.26%
日本	6.80%	16.6%	6.81%	5.78%
ドイツ	5.25%	11.4%	5.71%	5.75%
イギリス	5.03%	8.5%	6.08%	5.51%
フランス	5.03%	6.7%	5.36%	5.51%
資金源	出資金+借入金	出資金+拠出金	出資金+借入金	出資金+保険料
貸出条件	15~20年	40(35)年	3~13年	通常15年, 最長20年(保証期間)
平均返済期間	5年	10年	最長8年	0.45~1.25% (保険料率)
据置期間	7.42/7.43% (半年ごとに見直し)	0.0%	市場金利	
金利	0.35% (直良国は、返済の金利減免措置)	融資未実行分に対しては0% (ソフトコミットメント手数料)		
手数料	0.25% (貸付未実行分に対するソフトコミットメント手数料)	融資未実行分に対しては0% (ソフトコミットメント手数料) 融資実行分に対しては0.75%		
貸出先	政府, 政府機関および政府保証を得られる民間企業	政府	民間企業	投資プロジェクトの非商業的リスクの非商業的リスクの取用, 競争, 戦争, 内乱, 契約違反などを保証
主要対象国	1人当たりGNP (1991年) が1235~4465ドルの国々	1人当たりGNP (1991年) が1235ドル以下の国々	加盟途上国	加盟途上国

いる。こうした難点を克服する目的で、IBRDを補足するための組織として、四つの姉妹機関が設けられてきている(表2参照)。

一つめの姉妹機関は、一九六〇年に設立された「国際開発協会」(IDA)である。IDAは、開発途上国のうちでも特に貧しい国々——一人当たりGNPが、年一二三五ドル(一九九二年米ドル)以下の国々——⁽¹⁾に対して、IBRDよりも緩やかな条件で貸出を行う。このため、IDAは、「第二世銀」と通称される。

IDAの貸出は、IBRDの場合と区別するために、「融資」(credit)と呼ばれている。IDA融資は、政府に対してのみ行われる。そのため、IDA融資を受けた政府が、自国内の民間企業や公営企業に再融資することがしばしば行われる。

IDAの融資条件は、無利子で、返済期間三五年ないしは四〇年(うち据置一〇年)である。返済期間には、借入国の開発水準に応じて幾分かの差異が設けられる。ただし、融資実行分に対しては、〇・七五%のサービス手数料が課せられる。なお、融資未実行分に対するコミットメント手数料は、一九八九年度以降、〇%に据え置かれている。これは、IDAの財務ポジションに全体的な余裕があることに鑑みて、借入国の負担軽減のために講じられた措置である。

このように、IDA融資の場合には、IBRD貸付に比べて、借入国に対する返済負担が大幅に緩和されており、一段と「援助」という性格が強まっている。IDA融資が「ソフト・ローン」と呼ばれるのは、このためである。

こうしたことから、IDA資金は、回転性が極めて乏しい。この点を補うために、三年ごとに増資が検討されることになっている。これまでに一〇回の増資が行われてきている。

二つめの姉妹機関は、一九五六年に設立された「国際金融公社」(IFC)である。IFCは、開発途上国における民間企業を育成することを目的としている。IFC資金は、原則として私企業に供与されるが、将来的に私企業化される方向にある半官半民の企業に提供されることもある。IFC資金の提供を受けられる企業は、開発途上国に存在しておればよく、その国に帰属している必要はない。

IFCの特徴は、民間企業が、政府保証を得ずとも、直接に借入ができる点にある。ただし、プロジェクトが実施される国において後日に紛議が発生するのを避けるために、IFCは、当該国政府がそのプロジェクトに異議がないこと、またIFCの関与に反対の意向を有していないことを、融資に先だつて確認する。

IFCの投融資は、貸付、株式投資、証券の発行引受などの形で行われる。また、IFC関与プロジェクトへの商業銀行の参加を募つて、シンジケート・ローンを組織することもある。このように、IFCは、自己資金でもつて投融資活動を行うほかに、資金規模の大きなプロジェクトの場合には、自らがイニシアチブをとつて融資パッケージを組成することにより、国際資本市場と開発途上国の民間企業との間の橋渡しを行う。

貸出内容は、市場金利で、長期ローンである。金利は、一般には、IFC自らが融資を行う場

合には固定レートであるが、IFC融資のシンジケート部分については変動レートである。

IFCの主要な財源となっているのは、国際資本市場からの借入金である。IFCは、払込資本金と利益剰余金の合計金額の四倍までの限度において、国際資本市場とIBRDから借入を行うことができる(IFC協定第三条第六項)。IFCは、国際金融市場において、トリプルAに格付けされている。この信用力を背景に、IFCは、債券を発行することにより、必要資金の調達を行つてきている。

三つめの姉妹機関は、一九八五年に、開発途上国への資金の流れを促進するという観点から、非商業的リスク(政治的リスク)に対する保証を提供することを目的として設立された「多数国間投資保証機関」(MIGA)である。MIGAの財源は、加盟国の払込資本金、保険料、手数料、運用益である。しかし、MIGAは、発足後、日が浅いために、保険料および手数料の収入は大きなものではない。そのため、現在までのところでは、MIGAの経常経費は、払込資本金の運用益でもつて賅われている。

MIGAは、二つの基本目的を有している。一つは、開発途上国における投資に関して、外国投資家が政治的リスクによつて被る損害に対して長期の保険を提供することである。保証期間は、一般には一五年であるが、例外的な場合には二〇年の期間がカバーされる。もう一つの目的は、開発途上国に対して、投資環境の整備に関する助言的サービスを提供することである。こうした二つの方法により、開発途上国への民間投資の流れを促進しようというのが、MIGAの設立趣

旨である。

MIGA保険の対象となるのは、原則として新規投資である。ただし、既存企業であっても、施設の拡張、近代化、民営化や、増資などの場合には、新規投資として取り扱われる。なお、投資保証がなされるのは、投資受入国の承認が得られた場合に限られる。

MIGA保険は、一件当たり最高五〇〇〇万ドルを限度として、投資額の九〇%までをカバーする。カバーされる分野は、次の四つのカテゴリーのいずれかに該当するリスクである。①通貨交換性の喪失による送金不能、②収用、③戦争および内乱、④契約違反⁽⁵⁾。投資家は、これら四つのカテゴリーのいずれか、あるいはその組み合わせにより、MIGAの保証を求めることができる。

これらの分野が先進国の輸出保険機関によつてすでにカバーされている場合には、MIGAは、共同保険ないしは再保険の取り決めを結ぶことにより、保証の上乗せを図ることができる。このようなケースは、とりわけ大規模プロジェクトの場合に生ずる。それ故、MIGAは、既存の保険機関に取つて替わることを企図するものではなく、補充機能を果たそうとするものである。

四つめの姉妹機関は、「投資紛争解決国際センター」(ICSID)である。ICSIDは、国家と外国投資家との間の投資紛争を取り扱うための常設的な機関として、一九六六年に設立された。ICSID設立条約によれば、この機関の目的は、「締約国と他の締約国の国民との間に発生する投資紛争を解決する調停および仲裁のための施設を提供すること」(第一条第二項)である。

つまり、ICSIDが、自ら調停または仲裁を行うのではなく、そのための仲立ちを行うのである。

こうした観点から、ICSID事務局には、調停人名簿(Panel of Conciliators)と仲裁人名簿(Panel of Arbitrators)が常備されることとされている(第三条)。紛争は、調停委員会(Conciliation Commission)または仲裁裁判所(Arbitral Tribunal)のいずれかにおいて取り扱われる。調停委員会の勧告は、拘束力を有さず、いずれの紛争当事者もこれに従うことを義務づけられない。これに対して、仲裁裁判所の判断は、両当事者を拘束する。

以上に眺めてきたIBRD、IDA、IFC、MIGA、ICSIDの五者を総称して、「世界銀行グループ」(World Bank Group)という。これらの五つの機関は、緊密に関係しており、いずれも本部をワシントンDCに置いている。また、年次総会も、原則として同時に開かれる。

(1) IMFの場合には、一九五〇年代以来、「スタンバイ取決め」(Stand-by Agreement)において、緊縮財政の採用、輸入の自由化、通貨の切り下げなどの措置を講ずることを融資条件として課してきた。その後、IMFは、一九七四年には「拡大信用供与制度」(Extended Fund Facility)、一九七九年には「補充的融資制度」(Supplementary Financing Facility)、一九八六年には「構造調整融資制度」(Structural Adjustment Facility)、一九八七年には「拡大構造調整融資制度」(Enhanced Structural Adjustment Facility)などの融資制度を創設

してきたのであるが、それらのいずれにおいても、一定の経済的・財政的措置を講ずることが、コンディショナリティとして付けられてきている。なお、一九六三年に設立された「輸出所得変動補償融資制度」(Compensatory Financing Facility) の場合には、特にコンディショナリティは付けられない。

- (2) Nicholas F. Brady, Statement to the Boards of Governors of the 1992 Annual Meetings of International Monetary Fund and the World Bank Group (Press Release No. 42), 23 September 1992, pp. 1-2.
- (3) 世銀の会計年度は、毎年七月一日に始まり、翌年六月三〇日に終わる。したがって、一九九三会計年度という場合には、一九九二年七月一日〜一九九三年六月三〇日の期間を指すことになる。
- (4) 一人当たりGNPが二三五ドル以下の国々は、IDA融資を受ける資格があるという意味で、「IDA適格国」と呼ばれる。しかし、目下のところ、資金的制約のために、IDA融資を実際に受けられるのは、一人当たりGNPが七六五ドル以下の国々に限られている。
- (5) 「契約違反」は、一般に、先進各国の輸出保険機関によってカバーされていない。この点が、MIGA保険の特徴の一つである。

2 世銀の「開発」アプローチ

世銀の基本目的

世銀 (IBRD) 協定第一条においては、世銀の「目的」が掲げられている。第一の目的は、加盟国の「復興」と「開発」を援助することである (同条第一項)。しかし、すでに触れたように、「復興」貸付は、世銀発足の直後にわずかに行われただけで、その後の貸付は、もっぱら「開発」貸付の形態で行われるようになった。そして、この「開発」貸付の大部分は、開発途上国に注がれることになった。

世銀の第二の目的は、民間投資者が行う貸付その他の投資を保証し、またはこれに参加することにより、「民間の対外投資を促進すること」と、民間資本が適当な条件で得られない場合には、「民間投資を補足すること」である (同条第二項)。こうした目的に沿って、世銀は、発足以来、開発途上国の経済開発を支援するという名分の下に、先進国の民間資本を動員する触媒役を果たしてきている。世銀の最大の特徴は、この点にあるといっても過言ではない。

世銀の第三の目的は、国際的な開発投資の増大を通じて、加盟国における「生産性、生活水準および労働条件の向上」を図ることにより、国際貿易の増大と国際収支の均衡を図ることである (同条第三項)。ここには、経済開発を促進し、国際貿易を拡大することが、加盟国民の生活水準

とか労働条件の向上をもたらすことになるというマクロ経済の立場からの見方が示されているにすぎない。レッセ・フェールが達成されれば、経済開発の果実は、自ずと底辺層の人々の手元にまで届くというのである。このような楽観主義的な見方が破綻をきたしていることは、世銀貸付の下で受益してきているのは、一部のエリート層だけであり、かえって数多くの「開発難民」が生み出されてきてしまっていることを眺めてみれば明らかである。

以上の三つが世銀の主要な目的である。要するに、開発途上国に対して、開発金融を提供し、また民間資本の移転を図ることにより、これらの国々の経済成長を促進することが、その国民の生活水準とか労働条件とかの向上をもたらすというのである。しかし、こうしたマクロ経済的アプローチの下では、開発途上国における「開発」問題は真に解決されず、かえって貧富の格差を助長するだけに終わってしまっている。

これに加えて留意する必要があるのは、世銀協定においては、せいぜいのところ、生活水準の向上や労働条件の向上について語られているだけであって、環境や人権への配慮の必要については何ら触れられていないということである。世銀協定の上では、経済開発に伴って副次的影響として発生する環境的・社会的影響の問題については、何ら考慮の対象とはされていないのである。こうしたことから、世銀貸出においては、環境や人権への配慮が大きく欠落してしまっている。特に世銀の貸出業務の開始から一九六〇年代にかけては、こうした側面の問題は無視されてきたのであって、この時期の世銀貸出プロジェクトの下では、数多くの環境破壊と人権侵害の事例が

見受けられるのである。

BHNアプローチ

世銀は、一九五〇～六〇年代にかけては、もっぱら経済成長の達成にターゲットを置き、こうした経済成長の枠組みの下で、貧困問題が自ずと解決されていくという立場を採っていた。しかしながら、このような経済開発に対する見方は、一九六八年にロバート・マクナマラ (Robert McNamara) 氏が第五代世銀総裁として登場することによって、修正が加えられることとなった。一九七〇年の年次総会 (コペンハーゲン) において、マクナマラ総裁は、「経済成長のみでは、着実な社会的変革をもたらすことはできないのであって、社会的変革がなければ、それ以上の進歩を達成することはできない」と発言した。そして、「人口計画、農村の再生、雇用の増大、都市化の抑制などの決定的に重要な分野において、社会的変革を支援し、かつ速めるような積極的な政策が採られなければ、経済成長それ自体が妨げられ、またその成果が損なわれてしまう」と指摘した。

マクナマラ総裁はまた、一九七一年の年次総会 (ワシントンDC) において、次のように語った。「結局のところ、開発とは、人生と同じように、複雑なものである。これを単純化しすぎることは、危険である。開発は、久しい間にわたって、単に生産力の成長という言葉で表されてきた。しかし、今日では、就業機会、所得配分、生活の質といったものが、同様に、開発の重要な

測定要素であるという認識が芽生え始めつつある⁽²⁾。

要するに、マクナマラ総裁の言わんとするところは、一九七七年の年次総会（ワシントンDC）における次のような見解に凝縮されているということが出来る。「経済成長は、いかなる社会においても、開発の必要条件であるが、それ自体は決して十分条件ではない。その理由は明白である。経済成長は、その恩恵が貧困層に届かなければ、貧困層を助けることにはならないからである⁽³⁾」。

このような見方は、首肯できるといえる。問題は、貧困層が受益者であるような「開発」をいかにして行うかである。この点に関して、マクナマラ総裁は、一九七七年の年次総会において、次のように提言した。「二つの事柄を成し遂げることが不可欠である。一つには、開発途上国の経済成長率が加速されなければならない。二つめには、経済成長の利益のより多くの部分が、絶対的貧困層の人間としての基本的ニーズを充足するのを手助けする方向に向けられなければならない⁽⁴⁾」。

このように、マクナマラ総裁は、単に経済成長の側面ばかりでなく、「開発」の異美の公正な配分の必要についても強調した。これ以降、「絶対的貧困⁽⁵⁾」の問題の解決との絡みにおいて、「人間としての基本的ニーズ」（BHN: Basic Human Needs）という概念が、世銀のみならず、先進国の援助機関、さらにはNGOからも、援助目標として語られるようになったのである。

しかしながら、このBHNアプローチには、幾つかの点で基本的な問題がある。まず第一に、

ここでは、依然として経済成長優先主義の考え方が前提にされているのであって、それから落ちこぼれる貧困層のために「社会的セーフティ・ネット」を張ることに主眼があるという点である。

第二に、BHNアプローチの下での「開発」モデルは、基本的に中央政府主導型のトップダウン方式の「開発」であって、住民主体の「内発的開発」（endogenous development）の概念とは相容れないものである。そこでは、貧困層は、「開発」の主体ではなく、客体として扱われているにすぎない。

第三に、マクナマラ総裁は、「開発」の歪みについて語っているのであるが、「開発難民」を生み出す従来型の「開発」モデル、特に大規模インフラ開発のあり方については、これを再検討する姿勢は示しておらず、かえってこれを奨励さえしている。このような見方は、一九八〇年の年次総会（ワシントンDC）における次のような発言に明瞭に示されている。「ハイウェイ、電力、およびその他の伝統的なインフラ・生産関連の投資が開発にとって重要なものであることには、依然として変わりはない。これらは、成長の基盤を強化する上で、雇用機会を拡大する上で、また社会の構成員全体の所得を高める上で、基本的なものである。世銀は、これらの部門への貸出の割合を減らしてきているのであるが、かかる貸出は、絶対額の点では、実質的に増えてきている⁽⁶⁾」。

第四に、「貧困」の中身についても、具体的な分析は行われていない。マクナマラ総裁は、開発途上国のおよそ八億人が「絶対的貧困」の状態にあるとするのであるが、これを測る上での物

差しとされているのは、消費水準である。これに加えて、栄養水準、平均寿命、幼児死亡率、就学率などの指標も加味されているのであるが、これは、西欧社会における市場経済の下での生活様式を尺度にしたものである。このような判定基準の下では、非市場経済の下で、自然との共存を営んでいる先住民などの伝統的社会の人々は、「絶対的貧困」のカテゴリーのうちに分類されてしまうことになる。

第五に、BHNアプローチにおいては、市場経済原理の下での経済開発の推進が前提とされているのであって、絶対的貧困層のためのBHNの充足も、雇用機会の創出と生産性の向上という方向において達成しようというのである。このアプローチは、基本的に西欧型の自然征服論と開明主義の考え方の上に立つものである。そのため、自然との共存を達成してきている先住民などの伝統的社会のライフスタイルへの配慮が欠如してしまっている。こうしたことから、マクナマラ総裁の年次総会での演説においては、「持続的な開発」(sustainable development) とか「生態系にかなった開発」(ecodevelopment) とかの概念への言及は、どこにも見出されない。一九七二年の国連人間環境会議(ストックホルム会議)におけるマクナマラ演説においても、こうした「開発」概念については、一切触れられていない。

このような状況は、今日においても、基本的には変わっていない。現在では、世銀は、「地球環境」とか「持続的開発」とかについて多言するようになってきており、また貧困、環境、人口などの分野への貸出を増やしてきている。しかし、これらは、あくまでも脇役であって、主役は、

経済開発の推進であり、またその担い手としての民間投資の促進である。

世銀は「貧困」問題を解決できるのか

すでに触れたように、世銀が「貧困」問題への対処を前面に打ち出したのは、マクナマラ総裁が就任して以降のことである。同総裁は、就任後の最初の年次総会(一九六八年、ワシントンD.C.)での演説において、「第一次国連開発の一〇年」として指定された一九六〇年代を振り返って、「世界の人々が、挫折と失敗を強く感じている」と指摘し、「この期間に、先進国と開発途上国との間の所得ギャップは増大してきているのであって、このギャップは、縮小されなければならない」と強調した。そして、「第二次国連開発の一〇年」である一九七〇年代に向けて、世銀が貧困問題に本格的に取り組むことを宣明した⁽¹⁾。

それでは、一〇年後には、どうであったのか。一九七九年一〇月にユーゴスラビアのベオグラードで開かれた年次総会において、マクナマラ総裁は、「第二次国連開発の一〇年」を回顧して、そこで掲げられた開発目標、つまり開発途上国全体における六%の経済成長という目標は達成されておらず、かえって「絶対的貧困」の状態が深刻化しているとして、開発途上国においては八億人もの人々が、依然としてこうした状態にあるとした。そして、「第三次国連開発の一〇年」である一九八〇年代に向けて、世銀が「絶対的貧困」の問題に改めて対処していく決意を表明した。

このような再度の決意表明によつて、事態が改善されたかということ、そうではない。世銀は、一九九〇年の「世界開発報告」においては、「絶対的貧困」の категорияに分類される人々が、一億人以上に膨れ上がつてしまつてゐることを認めてゐる。この間の人口増加を考慮に入れてみても、こうした人々の絶対数は減少するどころか、かえつて増加してきてしまつてゐるのである。

すでに見たように、一九九二年の年次総会において、アレクソン総裁は、「世銀の中心的使命が、貧困の緩和にある」と述べ、貧困撲滅への取り組みの意思を改めて表明した。これは、マクナマラ総裁が宣明したことと同じ趣旨の発言である。マクナマラ総裁の就任以降だけでも、すでに二五年以上が経過しているにもかかわらず、事態は一向に改善されていないばかりか、かえつて悪化してきている。この間、世銀は、同じ呪文を唱え続けてきているのである。

しかも、問題対処の仕方も、二五年前と変わつてゐない。一九九〇年の「世界開発報告」においては、世銀は、貧困撲滅戦略として、次の二つを掲げている。つまり、「この戦略の第一の要素は、貧困層が最も豊富に有している労働力という資産の生産的利用を確保するような成長のパターンを追求することである。第二の要素は、貧困層に対して、基礎的サービス、とりわけ初等教育、プライマリー・ヘルス・ケアおよび家族計画を広範に提供することである」。

要するに、貧困撲滅のためには、経済成長を維持する一方で、社会的セーフティ・ネットとしてのBHNを満たすような施策を講じる必要があるというのである。しかし、このようなアプロ

ーチが破綻をきたしていることは明らかである。世銀は、過去の経験から何も学ぼうとしてゐないのである。

「アレクソンウツズ精神の勝利」?

現代国際社会においては、最貧国、特にサハラ以南のアフリカ諸国の問題、ラテン・アメリカ諸国における債務累積問題、東欧諸国における経済改革の問題、先進国間における地域経済ブロック形成の動き、ウルグアイ・ラウンドの行き詰まり、先進国と開発途上国の双方における公害・環境問題など、さまざまな問題が山積している。

これらの問題の存在を認めて、アレクソン総裁は、一九九二年世銀・IMF年次総会において、次のように語つた。「いまや冷戦は終わった。各国の選挙民の間には、国内経済問題に対する怒りの声が高まつてゐる。貿易摩擦は、増大しつつある。そして、旧ソ連の国々と世界で最も貧しい国々の経済は、後退しつつある」。

それでは、これらの問題の解決のための処方箋を、世銀は、どのように思い描いてゐるのであるか。この点に関するアレクソン総裁の解答は、至極単純である。「現在は、歴史の転換点である。アレクソンウツズの精神が、勝利を収めなければならない」。

アレクソン総裁の演説は、このような言葉で締めくくられていた。要するに、自由貿易主義が実現され、その枠組みの下で経済成長が成し遂げられるならば、貧困問題も環境問題もすべてが

解決されるというのである。アレクサンダーの演説の中では、この点を幾分具体的に説明して、「現在の状況をどのようにして逆転すべきか」という設問を掲げ、以下のように述べていた。

「開発途上国のための輸出市場が拡大されなければならない。輸出は、開発途上国の成長のための主要な推進力であるからである。先進工業国の経済が現在の後退から速やかに回復すれば、開発途上国の輸出は、年間五〇〇億ドル近く増大するであろう。この金額は、開発途上国が毎年受け取っている援助額にほぼ匹敵する。ウルグアイ・ラウンドを成功裡に完了させることは、成長に一段と拍車をかける重要な要因となるであろう。」

「開発途上国が政策変更を引き続き実施することもまた、不可欠である。変更は、困難を伴い、成果が現れるまでに、時間がかかる。成果が得られる前に苦痛を伴う場合が多いため、疑念と幻滅が生じることがある。しかし、忍耐が好結果をもたらすことは、歴史が証明している。」

「適切な投資によって裏打ちされた健全な政策を実施すれば、やがては社会を変革させることができる。最貧国の一人当たりの所得は、過去三〇年間に倍増した。平均寿命は、一〇年も伸びた。そして、乳児死亡率は、ほぼ半減した。」

要するに、アレクサンダーに言わせれば、開発途上国は輸出促進策を講じ、これに応じて先進国は輸入を増大し、内需拡大を図るべきであるというのである。同時にまた、開発途上国は、自国経済の構造調整に着手する必要があるとするのである。

しかし、これまでのところ、世銀の期待するような構造調整の成果は現れてきていない。この点については、アレクサンダーは、構造調整の成果が現れるためには時間がかかるのであって、忍耐が必要であるというのである。つまり、構造調整の成果が現れてきていないのは、構造調整という考え方そのものが悪いのではなく、我慢が足りないからであると弁明するのである。

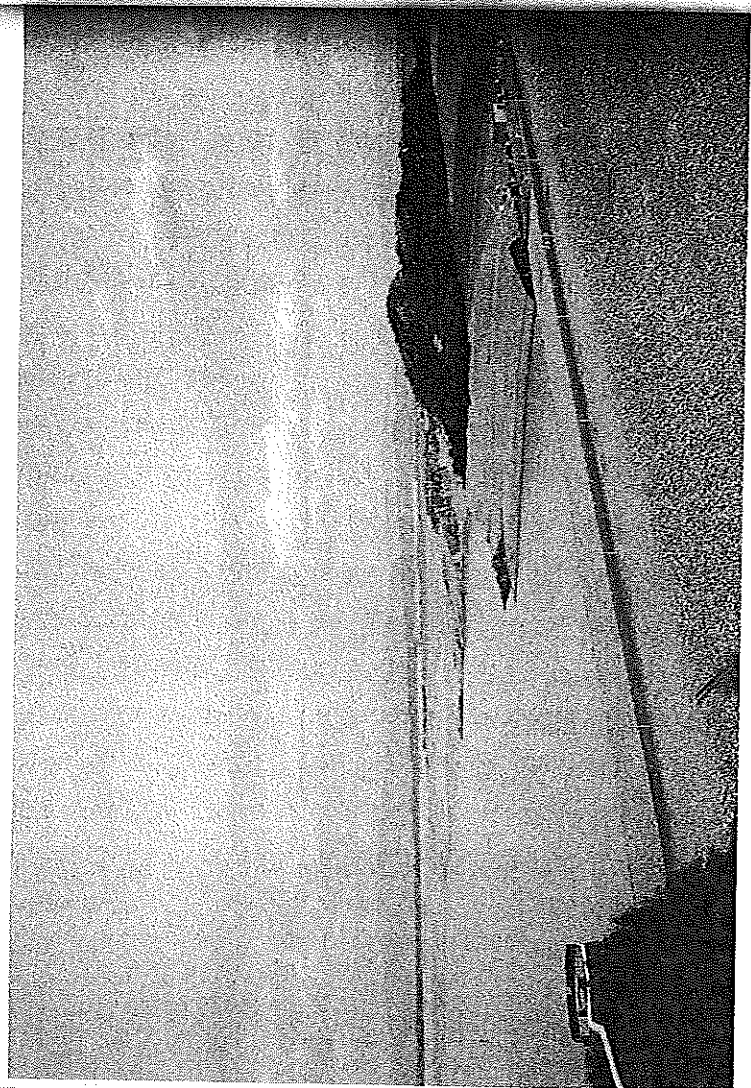
なお、アレクサンダーは、最貧国における一人当たりの所得が、過去三〇年間に倍増したとしているのであるが、単にマクロ経済の観点から、国民所得を単純に人口数で割れば、このようなことが言えるにしても、これらの国々において構造調整の導入によって発生している貧富の格差の増大に着目すれば、このような説明は、欺瞞的であるとさえ言えよう。事実、先に見たように、アレクサンダー自身、「世界で最も貧しい国々の経済は、後退しつつある」ことを認めているのであって、このような状況の下で、貧困層の生活条件はさらに悪化してきているのである。

同様に、最貧国における平均寿命の伸長と乳児死亡率の低下にしても、医療・衛生施設の改善、先進国による食糧・医療援助などの要因との絡みで眺められる必要があるのであって、これを構造調整の成果として、単純に語ることはできないのである。マクロ的な視点からではなく、それぞれの所得階層への影響という観点から眺めてみるならば、構造調整の皺寄せは、もっぱら低所得者層に集中し、これらの人々の生活の困窮度をますます強めていることに留意する必要がある。

(1) World Bank, *The McNamara Years at the World Bank*, 1981, p. 131.

世銀貸出業務の展開

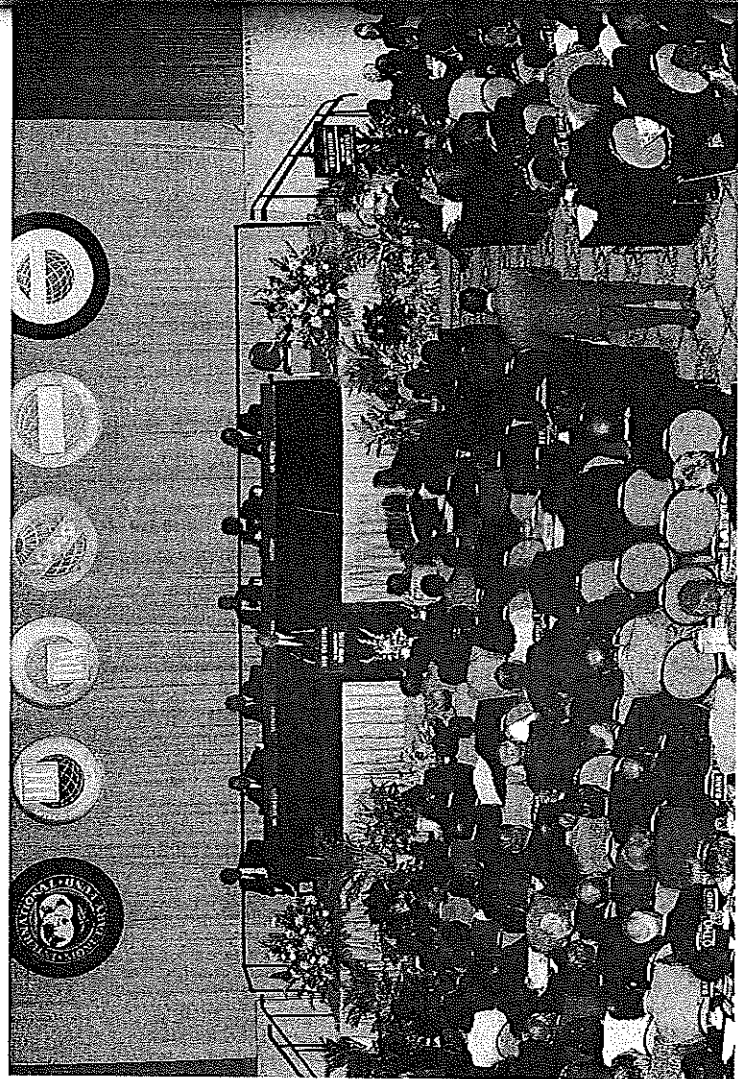
- (2) *Ibid.*, p. 166.
- (3) *Ibid.*, p. 447.
- (4) *Ibid.*, p. 470.
- (5) イクナマラ総裁は、「相対的貧困」(relative poverty)と「絶対的貧困」(absolute poverty)の概念の違いについて、次のように説明した。「相対的貧困とは、ある国が他の国より豊かな点で劣っていること、ないしは特定の国における市民層の一部が、隣人よりも個人的な裕福さの点で劣っていることを意味するにすぎない」のに対して、「絶対的貧困とは、疾病、文盲、栄養失調、不衛生により生活条件が悪化しているために、その犠牲者には、人間としての基本的な必要事項でさえも満たされていない状態を言う」(*Ibid.*, pp. 238-239)。
- (6) *Ibid.*, p. 642.
- (7) *Ibid.*, pp. 3, 5.
- (8) *Ibid.*, pp. 566, 583-584.
- (9) World Bank, *World Development Report 1990*, p. 28. [邦訳『世界開発報告一九九〇』二六〇ページ]
- (10) *Ibid.*, p. iii. [邦訳、三〇ページ]
- (11) Lewis T. Preston, *Address to the Board of Governors of the World Bank Group* (Press Release No. 3), 22 September 1992, p. 8.
- (12) *Ibid.*, p. 2.



約11万人の立ち退きのうえに築かれたマンングラ・ダム (パキスタン)

第Ⅲ章

世銀グループ



1992年の世銀・IMF年次総会（ワシントンDC）〈写真提供・世銀〉

長から検討し直した」と述べた（Bradford Morse and Thomas R. Berger, *Sardar Sarovar : The Report of the Independent Review*, 1992, p. xxv)²⁰

(20) Lewis T. Preston, *Address to the Board of Governors*, 1991, p. 8.

(21) Lewis T. Preston, *Address to the Board of Governors*, 1992, p. 2.

(22) *Ibid.*, p. 3.

(23) Ramesh Billorey, “Social Costs of the Narmada Project”, Paper presented for the Earth Day, One Day Special Symposium held in Tokyo on 21 April 1990, p. 1.

(24) Lewis T. Preston, *op. cit.*, 1992, pp. 5, 6.

1 国際復興開発銀行 (IBRD)

経営基盤

世銀は、加盟国政府によって拠出された出資金によって設立された開発金融機関である。平たく言えば、世銀は、各国政府を株主とする投資銀行である。しかし、同じ投資銀行であっても、IBRDとIDAとは、資金基盤に大きな違いがある。

IBRDの場合には、文字通り銀行であつて、独立採算の金融機関である。その資金源となっているのは、加盟国の出資金、内部留保、過去の貸付の返済金、ならびに国際資本市場からの借入金である。

IBRDの特徴は、それが加盟国の公的資金(出資金)によって設立されているという意味では、政府機関であるが、貸付業務に充てられる資金の元手の大半は、国際資本市場で調達される点にある。そのため、IBRDは、借入金の返済を常に考慮に入れて経営されなければならない。

IBRDは、一九四七年以来、毎年、利益を計上してきており、黒字経営を続けている。一九九三年度には、一億三〇〇〇万ドルの純益を生み出した。しかし、IBRDは、加盟国政府に対する利益配当は行わない。純益の一部は、IDAの資金源として利用する。

資本金

IBRDが一九四六年に業務を開始した時点での授権資本は、一〇〇億ドル(応募資本は九一億ドル)であつた。それ以降、新規加盟国の増大と貸付活動の拡大に伴つて、数次にわたつて増資⁽¹⁾が行われてきた。一九九二年四月には、旧ソ連の一五共和国の加盟に備えて、授権資本を七万七二五九株(九三億ドル)増加させ、一五二万五五六五九株にする増資が決定された。

その結果、授権資本は、一九九三年六月三〇日現在で、一八四〇億五〇〇〇万ドルである。このうち、応募資本は、一六五五億八九〇〇万ドルで、授権資本の約九〇%となっている。

IBRDへの出資方式は、極めてユニークなものである。IBRD協定によれば、各々の加盟国は、以下の三つの部分について応募することとされている。①各加盟国の応募額の二%は、金または米ドルで払い込まれ、IBRDは、これを自由に使用できる。②各加盟国の応募額の一八%は、応募する国の通貨で払い込まれ、IBRDが使用するためには、当該加盟国の同意を必要とする。③残余の八〇%は、IBRDが請求する場合に払い込まれる(第二条第五項)。

このように、IBRDの応募資本金は、「払込資本」(paid-in capital)の部分と「請求払資本」(on-call capital)の部分とから成り立っている。「請求払資本」は、IBRDが、国際資本市場において起債などの方法により資金調達を行う際の担保となるものである。つまり、IBRDが、投資者に対する債務の履行を果たし得ないような事態が発生した場合に、IBRDの請求に基づ

いて加盟国により払い込まれることを保証するものである。要するに、この部分は、債権者保護のために担保されているもので、実際に払い込みが行われるのではない。実際にも、これまでのところ、加盟国に対してこのような払込請求がなされたことはない。

「払込資本」の部分については、IBRD協定の上では、二〇%とされており、そのうちの二%を金またはドルで、一八%を加盟国通貨で払い込むこととされている。しかし、一九五九年に授權資本を一〇〇億ドルから二二〇億ドルに倍額増資するに際して、二%部分および一八%部分のいずれについても、将来請求があるまでは払い込まないこととされた。こうして、各加盟国の応募額は、一律に倍増されたのであるが、それに応じた払い込みは行われなかったために、結果的に二%部分は一%となり、一八%部分は九%となった。

さらに、一九五九年の増資以降に加入した国に対しても、一%と九%の払い込みという基準が適用された。また、その後の増資に際しても、一%と九%の基準が適用された。これに加えて、増資に際して加盟国の負担分を軽減するという考慮から、払い込み部分の割合は、漸次引き下げられてきた。

こうして、今日では、加盟国の応募資本金のうち、「払込資本」の部分は、およそ六%を占めるにすぎず、残りの九四%は「請求払資本」が占めるという状態が続いているのである。これを一九九三年度についてみると、応募資本金一六五五億八九〇〇万ドルのうち、払込金額は一〇五億三二〇〇万ドル(六・四%)にすぎず、残りの一五五〇億五八〇〇万ドル(九三・六%)が請求

払金額である。

請求払資本は、IBRDの行政コストないしは貸付をカバーする目的のためには使用できない。この目的のために使用することのできるのは、払込資本、借入金および業務純益のみである。

借 入 金

IBRDの貸付業務の主要な元手となっているのは、国際資本市場において調達される借入金である。IBRDによる借入は、ドル、ポンド、円など複数の通貨によって行われる。こうして、IBRDは、世界各地で個人および機関投資家から借入を行うことにより、貸付資金を調達しているのである。ニューヨークのウォール・ストリート、ロンドンのシティ、東京の兜町では、IBRDは、最大の借り手の一つとなっている。

このようなIBRDによる資金調達にあたって担保となっているのが、「請求払資本」である。先に触れたように、これは、債権者を保護する目的で、IBRDが破産した場合に備えて、IBRDの請求があれば、各国政府が支払いを保証するものである。こうした保証があるために、IBRDのローンまたは債券の償還が不能となることはない。IBRDが高い信用力を保ち得て、国際金融市場においてトリプルAに格付けされてきているのは、こうした裏づけによるところが大きい。

このように、IBRDは、加盟国政府による請求払資本を担保として、国際資本市場でローン

表3 IBRDの借入状況(1993年度)

(100万米ドル相当額)

項目	スワップ前			スワップ後		
	金額	%	償還期間(年)	金額	%	償還期間(年)
中・長期借入						
米ドル	4,187.0	33	12.8	3,339.4	26	13.9
日本円	3,842.0	30	8.1	3,842.0	30	8.1
ドイツ・マルク	707.6	6	7.3	4,285.0	34	7.2
スイス・フラン	771.5	6	6.1	771.5	6	6.1
その他 ¹⁾	3,167.8	25	7.1	438.0	3	10.0
合計	12,675.9	100	9.3	12,675.9	100	9.3
短期借入残高						
中央銀行アアシリ テイ(米ドル)	2,483.0	66	0.5			3.59
COPS(スイス・ フラン) ²⁾	—					—
割引債(米ドル)	1,305.7	34	0.3			3.57
1993年6月30日 現在の合計 ³⁾	3,788.7	100	0.4			3.58

(注) 端数を調整したために、合計が合わないことがある。

1) カナダ・ドル, 欧州通貨単位(ECU), フランス・フラン, アイランド・ポンド, イタリア・リラ, オランダ・ギルダー, スターリング・ポンド, スペイン・ペセタの各通貨による借入。

2) スイス・フラン建継続発行短期債。1993年度未までに残高はない。

3) 1992年6月30日現在の短期借入残高は、53億7360万ドル相当額であった。
[出所] World Bank, Annual Report 1993, p. 69, Table 4-2 (邦訳『世界銀行・年次報告1993』71ページ, 表4-2)より作成。

を行うか、ないしは債券を発行することにより、資金を調達している。世銀債は、資金調達国での政府債または政府保証債には匹敵する利回り償還期間で発行されている。

IBRDは、創設以来、単一の資本市場への過度の依存を避け、資金源を多角化するという方針を採用してきている。こうして、現在、資金は、アメリカ、ヨ

ロッパ、日本の金融市場において、それぞれに三割程度の割合において調達されている。残りは、アラブ市場、香港市場などから調達されている。

表3に見られるように、IBRDは、一九九三年度に、一二六億七五九〇万ドルの中・長期借入を行った。スワップ後の平均借入コストは五・九七%で、平均償還期間は九・三年である。このうち、日本円での借入は、三八億四二〇〇万ドル相当額(平均借入コスト四・六八%、平均償還期間八・一年)で、全体のうちの三〇%を占めている。

貸付

世銀貸出は、プロジェクト貸出ないしはプログラム貸出(ノン・プロジェクト貸出)の形で行われる。一九九三年度の間、IBRDは、加盟国四四カ国の二二二件のプロジェクトとプログラムに対して、総額一六九億四四五〇万ドルの貸付を承認した。表4に見られるように、IBRD貸付においては、ノン・プロジェクト(二七・六%)、運輸(二五・三%)、電力(二二・四%)、農業・農村開発(二一・三%)が大きな割合を占めている。

今日、IBRD貸付においては、農業・農村開発部門への貸付が高い割合を占めるに至っている。他面において電力、運輸などのインフラ関連への貸付が、依然として大きな割合を占めている。なお、この表においては、ノン・プロジェクトのカテゴリーのうちに掲げられているのは、構造調整貸付(SAL)のみで、部門調整貸付(SECAL)については、それぞれ

表 4 世 銀 部 門 別 貸 出 (1993 年 度)

(単 位 : 100 万 米 ド ル , カ ッ コ 内 は 配 分 比 率)

部 門	IBRD	IDA	合 計
通 信	264.0 (1.6 %)	89.1 (1.3 %)	353.1 (1.5 %)
技 術 援 助	212.3 (1.3 %)	300.6 (4.5 %)	512.9 (2.2 %)
開 発 金 融 会 社	582.0 (3.4 %)	—	582.0 (2.5 %)
公 共 部 門 管 理	576.0 (3.4 %)	32.6 (0.5 %)	608.6 (2.6 %)
工 業	685.0 (4.0 %)	401.6 (5.9 %)	1,086.6 (4.6 %)
上 下 水 道	758.5 (4.5 %)	395.4 (5.9 %)	1,153.9 (4.9 %)
人 口 , 保 健 , 栄 養	706.8 (4.2 %)	1,104.8 (16.4 %)	1,811.6 (7.6 %)
都 市 開 発	1,687.5 (10.0 %)	291.2 (4.3 %)	1,978.7 (8.4 %)
教 育	968.0 (5.7 %)	1,038.2 (15.4 %)	2,006.2 (8.5 %)
運 輸	2,584.6 (15.3 %)	594.1 (8.7 %)	3,168.7 (13.4 %)
農 業 ・ 農 村 開 発	1,918.8 (11.3 %)	1,347.9 (20.0 %)	3,266.7 (13.8 %)
ノ ン ・ プ ロ ジ ェ ク ト	2,980.0 (17.6 %)	600.8 (8.9 %)	3,580.8 (15.1 %)
エ ネ ル ギ ー	928.0 (5.5 %)	45.1 (0.7 %)	973.1 (4.1 %)
石 油 , ガ ス , 石 炭	2,093.0 (12.4 %)	520.0 (7.7 %)	2,613.0 (11.0 %)
電 力	16,944.5 (100.0 %)	6,751.4 (100.0 %)	23,695.9 (100.0 %)
総 計			

(出 所) World Bank, Annual Report 1993, p. 165, Table 7-1 (邦 訳 「世 界 銀 行 ・ 年 次 報 告 1993」 177 ペ ー ジ , 表 7-1) よ り 作 成。

の 部 門 貸 付 の う ち に 含 め ら れ て い る 。 し た が つ て , S A I と S E C A I を 合 わ せ た 調 整 貸 付 の 観 合 は , も つ と 多 く な る 。

I B R D は , 国 際 資 本 市 場 で 調 達 し た 巨 額 な 資 金 を 動 員 し て , 貸 付 業 務 を 営 ん で い る 。 そ の た め , 貸 付 業 務 を 展 開 す る に あ た つ て , 借 入 金 を 調 達 条 件 通 り に 返 済 し て い く こ と に , 常 に 配 慮 し て い か ね ば な ら な い 。 I B R D の 金 利 が , 固 定 的 で は な く , 市 場 運 動 し て お り , 半 年 ごと に 改 定 さ れ る の は , こ の た め で あ る 。

総 務 会

世 銀 と I M F が 毎 年 九 月 下 旬 な い し は 一 〇 月 初 旬 に 共 同 で 開 催 す る 年

次 総 会 は , い わ ば 両 機 関 の 株 主 総 会 と も い う べ き も の で あ る 。 こ れ は , 正 式 に は そ れ ぞ れ の 機 関 の 総 務 会 (Board of Governors) と 呼 ば れ る 会 合 ⁽²⁾ で あ る 。 総 務 会 は , 世 銀 と I M F の そ れ ぞ れ の 最 高 機 関 で , い ず れ の 機 関 と も 各 加 盟 国 の 総 務 (governor) 一 名 ず つ で 構 成 さ れ る 。 各 加 盟 国 は , 総 務 代 理 (alternate governor) 一 名 を 同 席 さ せ る こ と が で き る 。 た だ し , 総 務 代 理 は , 総 務 が 不 在 の と き に の み 投 票 す る こ と が で き る 。 各 国 と も , 大 蔵 大 臣 ク ラ ス を 総 務 と し て , ま た 中 央 銀 行 総 裁 ク ラ ス を 総 務 代 理 と し て 派 遣 す る の が 一 般 的 で あ る 。 日 本 の 場 合 に は , 世 銀 ・ I M F と も , 大 蔵 大 臣 が 総 務 , 日 銀 総 裁 が 総 務 代 理 の 地 位 に 就 く こ と に な っ て い る 。

総 務 会 は , 原 則 と し て 年 一 回 開 か れ る 。 こ れ ま で の と こ ろ , 三 年 に 一 度 ず つ ア メ リ カ 以 外 で 年 次 総 会 を 開 く 慣 行 が 確 立 さ れ て き て い る 。 一 九 八 八 年 に ベ ル リ ン で 年 次 総 会 が 開 か れ た 後 , ワ シ ン ト ン D C で の 二 度 の 会 合 を 経 て , 一 九 九 一 年 に バ ン コ ク で 総 会 が 開 か れ た の は , こ の 慣 行 に 従 っ た も の で あ る 。

な お , 年 次 会 合 の ほ か に , 総 務 会 が 自 ら 決 定 す る 場 合 , な い し は 理 事 会 の 要 請 が あ る 場 合 に は , 臨 時 の 会 合 も 開 く こ と が で き る 。 し か し , 臨 時 会 合 は , ほ と ん ど 開 か れ る こ と は な い 。

年 次 総 会 は , 国 際 金 融 界 の 年 一 度 の お 祭 り と い っ た 観 が あ り , そ こ で は , こ ま こ ま と し た こ と ま で も 審 議 す る わ け に は い か な い 。 会 議 の ス ケ ジ ュ ー ル は , 夜 毎 の パ ー テ ィ の 時 間 に 食 い 込 ま な い よ う , 極 め て 事 務 的 に テ キ パ キ と 進 め ら れ る 。

こ う し た こ と か ら , 総 務 会 の 権 限 は , 特 定 の 事 柄 を 除 き , そ の ほ と ん ど が 理 事 会 に 委 任 さ れ る 。

I B R D の場合には、総務会の専管事項、つまり理事会に委託することができないのは、次の事柄である。①加入の承認とその条件の決定、②資本の増加または減少、③加盟国の資格停止、④理事会によって行われたI B R D協定の解釈に関する異議申し立ての裁決、⑤他の国際機関との取決めの締結、⑥銀行業務の永久停止および銀行資産の分配決定、⑦銀行の純益分配の決定（第五條第三項）。

すでに触れたように、I B R Dにおいては、加重投票制が採用されており、加盟各国は、出資額に応じて異なる票数を有する。各加盟国の代表は、自国の表決権を一括して行使しなければならない。総務会の定足数は、総務の過半数であつて、かつ投票権数が、総投票権数の三分の二以上に達しなければならない。総務会の決定は、特段の定めがある場合を除いて、投票の過半数によつて行われる。

理 事 会

I B R Dの理事会は、従来二二名の常任理事（任命理事と選任理事）で構成されてきたところであるが、加盟国数の増大に伴つて、一九九二年の年次総会において二四名に増員された。増員されたのは、選任理事二名である。

任命理事五名は、出資額の大きい五カ国（アメリカ、日本、ドイツ、イギリス、フランス）から任命される。これら五カ国は、選挙を経ることなく、自動的に理事を送ることができるのである。

選任理事一九名は、その他の国々から選出される。選任理事は、選出を支持してくれた国々の投票数を有しており、これを一括して投票しなければならない。一九九二年の年次総会での選挙では、スイスとロシアが選ばれ、新たに理事会に加わることとなった。

理事は、二年ごとに任命され、または選任される。各々の理事は、自己の不在のときに、自己に代わつて行動する理事代理を任命することができる。理事が出席しているときには、理事代理は、会合に参加することはできるが、投票することはできない。

日本の理事および理事代理は、従来、大蔵省から出されている。一九九三年九月現在で、日本の理事は川原康之氏、理事代理は小寺清氏である。

総務会が年一回の社交クラブであるのに対して、理事会は、実質的な意味での政策決定機関である。つまり、「理事会は、銀行の一般的業務を運営する責任を有し、このため、総務会から委任されたすべての権限を行使する」（I B R D協定第五條第四項）こととされているのである。貸付案件の承認は、理事会での重要な仕事の一つである。

理事会は、ワシントンDCの世銀本部において、原則として毎週一回の会合を開く。このため、理事と理事代理は、ワシントンDCに常駐しており、世銀本部内には、各々の理事のためのオフィスが常備されている。

理事会の議長は、総裁が務める。総裁は、議題選択権を有している。総裁は、この議題選択権を巧みに操り、理事会による案件の承認を得ようと、手練手管を弄する。つまり、それぞれの理

事の意向をにらみながら、議題提出のタイミングを計り、承認の見通しがある場合に、案件をテーブルに乗せるのである。それ故、主要な理事の賛成が得られないと判断する場合には、はじめから案件をテーブルに乗せないのである。

こうしたことから、理事会では、表決に訴えて、賛否を問うということはほとんど行われぬ。コンセンサスによつて案件を処理するという慣行が定着している。実際には、議長が、全体の雰囲気要約するという形で、理事会の決定が下される。

貸付案件に関しては、理事会では、プロジェクトごとに作成される「スタッフ審査報告書」(Staff Appraisal Report) と「総裁報告書」(President's Report and Recommendation) を審査して、貸付を承認するかどうかを決定する。

総 裁

総裁は、世銀職員の長であり、理事会の指揮の下に、銀行の通常業務を行う。総裁は、理事会で選出される。総裁は、総務、総務代理ないしは理事、理事代理と同一人物であつてはならない。

総裁は、理事会において議長を務めるが、投票権は有しない。ただし、可否同数の際には、決定投票権を行使することができる。なお、総裁は、総務会の会合に参加することができるが、投票権は有しない。

世銀総裁の地位は、相当に居心地のよいものと思われる。世銀の創設以来五〇年近くの間、

総裁の地位に就いたのは、八名を数えるにすぎない。この間、ブラック氏とマクナマラ氏は、一三年以上にわたつて総裁の椅子に座り続けていた。マクナマラ氏の場合には、アメリカ政府の国防長官としての在任中は、ベトナム戦争での北爆の責任を問われて、悪玉扱いされていた立場から、世銀総裁に就任するや、一転して「貧困の撲滅」の旗を振り始めたが故に、華麗なる転身と言われた。

世銀においては、総裁が変わるたびに、大幅な組織改革と人事異動が行われる。一九八六年にコナブル総裁が就任した際には、同総裁は、合理化を名目に、六〇〇〇名の職員全員に対して辞表を提出するよう求め、改めて雇用申請を行うよう伝えた。こうして、一〇〇〇名ほどの職員が世銀を去り、およそ五〇〇〇人が再雇用された。このコナブル総裁による合理化措置は、多分にアメリカ議会の意識した政治的行為で、これによつて世銀拠出金の増大に対するアメリカ議会の承認を勝ち取ることを目論んだのである。

一九九一年にプレストン総裁が就任した際にも、大幅な機構改革が実施された。同総裁は、それまでの三人の上級副総裁 (senior vice president) のポストを廃止し、その代わりに総裁室直属の三人の専務理事 (Managing Director) の職制を設けた。また、一五名の副総裁については、総裁に直接に報告を行うという制度に改めた。その狙いは、専務理事と副総裁を、自らが直接に掌握する管理体制を構築することにあつた。このような管理体制は、プレストン氏が、JPモルガンの社の社長であつた時に採用していたやり方である。

こうした機構改革の余波を受けて、それまで上級副総裁（業務担当）の地位にあつたパキスタン人のモイーン・クレーシー（Moeen A. Qureshi）氏は、退職の羽目に追い込まれた。また、同じく上級副総裁（政策、調査、対外関係担当）の地位にあつたワイルフライド・タルヴァイツ（三三 Fried P. Thalwitz）氏は、副総裁（ヨーロッパ、中央アジア地域担当）の地位に格下げされた。他方において、同じく上級副総裁（財務担当）の地位にあつたアーネスト・スターン（Ernest Stern）氏のみは、罷免されることもなく、また格下げされることもなく、専務理事の地位に横滑りした。⁽³⁾

プレストン総裁はまた、自らの俸給を年間二九万ドルに引き上げた。前任者のコナブル氏の俸給よりも六万五〇〇〇ドルも多く、二八・八%ものアップであつた。皮肉なことに、地球上の「貧困」救済に全身を捧げると広言している人物が、最初に手をつけたのは、自分の俸給を引き上げることであつた。

プレストン総裁の経営姿勢は、まさにバンカーのそれで、投資資金をいかに回収するかに最大の力点を置いている。この点は、ナルマダ問題への対処の仕方にも象徴的に現れている。同総裁は、このプロジェクトへの世銀貸出の中止に難色を示し、貸出継続を画策し続けたのである。⁽⁴⁾

事務局

世銀職員の総数は、現在、およそ六八〇〇名であるが、このうちの三分の二が、エコノミスト、金融アナリストなどの専門家——「プロフェッショナル」と呼ばれる——である。プロフェッシ

ョナルの地位を得るためには、最低限のこととして、大学院でのマスターの学位を有していることを求められる。残りの三分の一は、秘書業務などに従事するサポート・スタッフである。これらの正規職員のほかに、およそ一〇〇〇名のコンサルタントが、世銀と短期および長期の契約を結び、各種業務に携わっている。

職員の九五%以上は、ワシントンDCの世銀本部に勤務している。残りの職員は、世界各地に置かれている現地事務所にて駐在している。現地事務所は、ナイロビ、アビジヤン、バンコク、タシケント、リガ、キエフに地域駐在事務所が置かれているほか、インドネシア、バングラデシュなどの五三カ国に駐在事務所が設置されている。このほか、ニューヨークとジュネーブには、国連代表部が置かれている。

これらの現地事務所に駐在するプロフェッショナル職員は、総計でも一五〇名ほどにすぎない。これは、現地事務所の主要な役割が、世銀本部と現地政府との間の連絡調整であるためである。世銀貸出にかかわるプロジェクトの審査・監視などの活動は、世銀本部から派遣されるミッションによって実施されているのである。この点からも、世銀貸出においては、現地住民の意向が反映されにくく、それとは逆にワシントンDCの意向が強く反映される仕組みになっていることを知ることができる。

世銀活動の中心となっているのは、貸出業務を担当する部門——「オペレーション」と呼ばれる——である。職員数でも、この部門に所属するスタッフが圧倒的に多い。オペレーション部門

は、「アフリカ」「東アジア・大洋州」「南アジア」「ヨーロッパ・中央アジア」⁽⁵⁾「中東・北アフリカ」「ラテン・アメリカ・カリブ海」の六地域および「協調融資・金融助言サービス」の部局に分かれ、それぞれに副総裁が置かれている。「協調融資・金融助言サービス」担当の副総裁が、柏谷光司氏である。

オペレーション部門を調査・研究の面で支援するのが、リサーチ部門である。この部門は、マクロ分析を行う部局とセクター分析を行う部局とに分かれ、それぞれに副総裁が置かれている。前者の副総裁(開発経済担当チーフ・エコノミスト)の地位に就いていたのが、公害産業を開発途上国へ移転することを示唆して、物議をかもし出したローレンス・サマーズ氏であった。もう一つの副総裁兼特別顧問の地位に就いているのは、ヴァイスヴァナサン・ラジャゴパラン(Visvanathan Rajagopalan)氏である。

なお、一九九三年一月一日付で、組織の一部改編が行われ、三つの副総裁職が新設された。新副総裁は、人的資源開発、金融・民間部門開発、環境・持続可能開発の三つの分野を、それぞれに統括する。これら三名の副総裁は、開発経済担当チーフ・エコノミストの副総裁の指揮の下で、調査活動を進めることとされている。

このほか、財務、資金調達、経理を担当するファイナンス部門があり、それぞれに三人の副総裁が置かれている。世銀東京事務所は、資金調達部局の管轄の下に置かれている。世銀東京事務所は、丸の内の国際ビルの九階に立派なオフィスを構えている。現在の所長は、大蔵省出身の川

又新一郎氏である。しかし、この事務所は、資金調達のための出先機関にすぎない。この事務所には、単なる金集めと広報の役割しか与えられていないのである。

人事・総務を担当するのが、アドミニストレーション部門であり、この部門にも副総裁が置かれている。このほか、総裁直属の部局として、業務評価局(OED: Operations Evaluation Department)が設置されており、ここにも副総裁職の総局長(Director-General)が置かれている。業務評価局は、それぞれのプロジェクトの事後評価を行う。評価結果は、年次評価報告書としてまとめられる。

以上に見てきたところから知られるように、世銀の組織は相当に複雑であり、外部の者には極めて判りにくい。しかし、一つだけのはっきりしていることは、貸出業務の核心部分が、ワシントンDCの世銀本部で決定されており、現地住民のニーズや意向が反映される仕組みにはなっていないということである。言葉を換えて言えば、貸出業務は、現地の事情に通じていない本部スタッフのデスクワークにより処理されているのである。このため、世銀においては、貸出案件の「質」ではなく、取り扱った案件の「数」や「規模」で、昇進の度合いが測られるという風潮が蔓延しているのである。

経済開発研究所(EDI)

世銀には、付属機関として、経済開発研究所(EDI)が設けられている。この研究所は、開

開発経済担当チーフ・エコノミストの副総裁の管轄の下に置かれている。

E D I は、一九五五年に、フォード財団およびロックフェラー財団の資金的援助を受けて、世銀により設立された。E D I の基本目的は、借入国における人材、特に開発プログラムおよびプロジェクトを策定・実施する能力を備えた人材を育成することである。この目的を達成するために、E D I は、主として開発途上国政府の中級・上級職員のための研修活動を実施している。

E D I の研修および技術援助の活動は、世銀の運営管理予算で賄われる。一九九二年度に、E D I は、一一七コースの研修プログラムを主催した。このうち、九七コースは、開発途上国において開催された。これらのプログラムの受講者数は、およそ三〇〇〇名であった。研修プログラムの開催地は、アフリカが圧倒的に多く、旧ソ連などの東欧諸国がこれに次いでいる。研修テーマとしては、マクロ経済分析、構造調整、金融部門改革、民営化などが主流を占めている。

E D I の研修プログラムのうちには、貧困、環境、女性といったようなテーマも含まれている。しかしながら、これらのテーマは、構造調整のマイナス影響を緩和するためのセーフティ・ネットとしての意味合いにおいて取り上げられているにすぎない。

E D I の研修活動には、幾つかの先進国および国際機関が、協調融資という形で資金提供を行っている。例えば、一九八八年度には、E D I は、日本政府からの資金援助を受けて、ワシントンDCにおいて、構造調整プログラムの策定・実施に関するセミナーを開催した。

E D I はまた、二つの奨学金プログラムを管理している。一つは、マクナマラ・フェローシッ

プ・プログラムである。もう一つは、世銀大学院レベル奨学金プログラム (WBGSP: World Bank Graduate Scholarship Program) である。この奨学金制度は、日本政府が贈与した一〇〇万ドルを基金として、一九八七年度に発足した。WBGSP は、開発途上国の政府機関の在職者が、開発経済関係の大学院研修を受けるのを支援するための奨学金制度である。奨学生の選考は、世銀上級職員四名と理事三名によって構成される選考委員会によって行われる。

国際農業研究協議グループ (CGIAR)

世銀の農業関連貸出の基盤となっているのは、「緑の革命」の発想である。この「緑の革命」の研究面での推進機関となってきたのが、「国際農業研究協議グループ」(CGIAR) である。CGIAR は、一九六〇年代にロックフェラー財団およびフォード財団の支援の下に設立された幾つかの国際農業研究センターを継承したものである。

世銀は、一九七一年五月に、UNDP およびFAO と共同して、それまでに存在していた幾つかの研究センターのつながりを再組織して、新たな農業研究に関する国際的ネットワークを形成した。こうした経緯から、CGIAR の議長は、世銀が務める。また、事務局も世銀に置かれている。なお、CGIAR の補助機関として、技術諮問委員会 (TAC: Technical Advisory Committee) が設けられている。TAC の役割は、技術的な観点からの助言と勧告を、CGIAR に対して行うことである。TAC の事務局は、FAO によって提供されている。

表 5 国 際 農 業 研 究 協 議 団 グ ル ー プ (CGIAR)

研 究 機 関 名	所 在 地	主 要 な 研 究 対 象
1. 国際熱帯農業センター(CIAT: Centro Internacional de Agricultura Tropical)	コロンビア	豆類、キヤツサバ、畜産
2. 国際トウモロコシ・小麦改良センター(CIMMYT: Centro Internacional de Mejoramiento de Maiz y Trigo)	メキシコ	トウモロコシ、小麦
3. 国際芋センター(CIP: Centro Internacional de la Papa)	ペルー	ジャガイモ
4. 国際植物遺伝資源理事會(IBPGR: International Board for Plant Genetic Resources)	イタリア	遺伝資源
5. 国際乾燥地農業研究センター(ICARDA: International Center for Agricultural Research in the Dry Areas)	エジプト	乾燥地農業
6. 国際半乾燥帯作物研究所(ICRISAT: International Crops Research Institute for the Semi-Arid Tropics)	インド	あわ、ひえ、豆類 花生、豆類
7. アフリカ国際家畜センター(ILCA: International Livestock Center for Africa)	エチオピア	畜産
8. 国際動物疾病研究所(ILRAD: International Laboratory for Research on Animal Diseases)	ケニア	畜産
9. 国際稲研究所(IRRI: International Rice Research Institute)	フィリピン	米
10. 国際熱帯農業研究所(IITA: International Institute of Tropical Agriculture)	ナイジェリア	メイズ、米
11. 西アフリカ稲開発協會(WARDA: West Africa Rice Development Association)	リベリア	米
12. 国際農業指導センター(ISNAR: International Service for National Agricultural Research)	オランダ	農業研究指導
13. 国際食糧政策研究所(IFPRI: International Food Policy Research Institute)	アメリカ	食糧政策
14. 国際灌漑管理研究所(IIMI: International Irrigation Management Institute)	スリランカ	灌漑
15. 国際バナナ改良ネットワーク(INIBP: International Network for the Improvement of Banana and Plantain)	フランス	バナナ
16. 国際農林業研究評議會(ICRAF: International Council for Research in Agroforestry)	ケニア	農林業
17. 国際林業研究センター(CIFR: Center for International Forestry Research)	インドネシア	林業
18. 水生生物資源管理国際センター(ICLARM: International Center for Living Aquatic Resources Management)	フィリピン	水生生物資源

CGIARの基本目的は、開発途上国における食糧と家畜の増産を可能とする国際的な研究活動を実施するのを支援するために必要な資金を動員することである。また、開発された技術の移転を可能にするために、研修活動への支援も行う。

CGIARには、先進国、開発途上国、国際機関および民間団体が参加している。そのため、CGIARは、機制的には、政府間組織としてではなく、非公式な団体(informal association)として形成されている。CGIARの運営は、基本的にコンセンサスによって行われる。

CGIARのネットワークには、一九九三年から、新たに「国際林業研究センター」(CIFR)と「水生生物資源管理国際センター」(ICLARM)が加わることになった。前者は、インドネシアのボゴールに、後者は、フィリピンのマニラに設置された。この結果、CGIARには、現在、一八の農林業研究機関が参加している(表5参照)。

CGIAR傘下の研究機関のうちの一つが、フィリピンに置かれている「国際稲研究所」(IRRI)である。ミラクル・ライスと呼ばれる高収量品種IR-36は、この研究所において生み出されたものである。

CGIARの活動は、すべてが「緑の革命」関連の研究に向けられているわけではない。例えば、ナイジェリアに置かれている国際熱帯農業研究所(IITA)は、キヤツサバ・コナカイガラムシ(cassava mealybug)の損害を制御する方法として、生物学的害虫駆除法を案出した。この駆除法は、コナカイガラムシの天敵であるハチを利用するものである。

このように、環境的に健全な農業技術の開発が、CGIAR傘下の研究機関により一部に進められてきているとはいえ、研究の主流は、あくまでも「緑の革命」の線に沿ったものである。

一九九一年には、CGIARの結成二〇周年を迎えた。この間の「緑の革命」の成果を自賛して、「世銀年次報告」は次のように記述している。「しばしば『失われた開発の一〇年』とみなされている激動の一九八〇年代に達成された米と小麦の平均収量の増大は、とりわけ注目に値する進展であった。緑の革命の結果、数多くの食糧不足の貧困国では、人口増加にもかかわらず、食糧不足の程度を和らげるか、ないしは食糧余剰を達成することにより、貧困の緩和に成功した⁽⁶⁾」。

確かに、アウトプットという観点だけから眺めれば、「緑の革命」の導入により、米や小麦などの単位当たりの収量が増大したことは、事実である。しかし、高収量品種の導入に伴って、灌漑設備費用とともに、農業機械、化学肥料、農薬、殺虫剤などのインプットも増大した。これにより、土壌の荒廃が進み、また生態系は攪乱され、さらには富農と貧農との間の所得格差は、ますます大きくなったことに留意する必要がある。こうした意味で、「緑の革命」は、「生態系になつた開発」(ecodevelopment)の概念に沿うものではなく、また世銀の言うように、「貧困の緩和」には必ずしも役立っていないのである。

日本は、一九七〇年以來、IRRIに対して資金援助を行ってきたが、CGIARの発足後には、CIMMYT、ICRISATなどに対しても援助対象を広げ、それに伴って拠出金額を大幅に増やしてきた。しかし、CGIARが依然として基本的に「緑の革命」の発想に立つもので

ある限り、これらの研究機関への資金拠出については再考してみる余地があるといえよう。

- (1) IBRDの増資は、「一般増資」ないしは「特別増資」のいずれかによって行われる。前者は、資金需要の増大に應えるために、加盟国が一律に出資金を増加するもので、一般にはIMFの一般増資に合わせて行われる。これに対して、後者は、特定国のみを対象として出資金の増加を図るものである。例えば、一九七九年には、日本とフランスのみが、特別増資を行った。また、一九八七年には、日本、イタリア、オランダ、カナダ、韓国が、特別増資を行った。
- (2) 世銀・IMF年次総会の際には、IMFの総務会とともに、世銀グループに属するIBRD、IFC、MIGAなどの総務会も合同して開かれる。
- (3) プレストン体制の下で、スタイン氏とともに、専務理事の地位に就いたのは、スウェーデン人のスベン・サンドストローム (Sven Sandstrom) 氏とトルコ人のアティラ・カラオスマノグル (Atilla Karaosmanoglu) 氏である。サンドストローム氏は、以前にプレストン氏の個人事務所でも働いていた人物である。同氏は、現在、プレストン総裁の秘書役を演じている。カラオスマノグル氏は、トルコ副首相を歴任した後、世銀に入り、コナブル体制の下で副総裁(アジア地域担当)を務めていた人物である。

スタイン氏は、一九七二年に、当時の世銀総裁マクナマラ氏の招きにより、それまで勤めていたアメリカ国際開発庁 (USAID) を辞め、世銀に入った。マクナマラ氏が世銀を去った後も、スタイン氏は、クローゼン総裁の下でも、巧みに生き残り、上級副総裁(業務担当)として絶大な権力を揮った。

クローセン氏の跡を継いだコナブル総裁は、スターン氏の力をそぐことを意図した。そのため、コナブル総裁は、クレシー氏を業務担当の上級副総裁の地位に就け、スターン氏を財務担当の上級副総裁の地位に回した。しかし、実際には、スターン氏は、世銀内部において依然として大きな影響力を維持し続けた。その典型的な現れが、構造調整貸出 (SAL) と部門調整貸出 (SECAL) の開始である。これは、スターン氏のアイデアによるものであった。

こうしたスターン氏の貸出方針に対しては、世銀職員のうちにも異論を唱える者もいた。その代表的な人物が、財務担当副総裁のエージン・ロットベルグ (Eugene H. Rotberg) 氏であった。しかし、同氏は、スターン氏との権力抗争に敗れ、辞任に追い込まれてしまった。

プレストン体制の下で、依然として中心的な役割を演じているのは、スターン氏である。スターン氏は、コナブル体制の時よりも、より重用され、再び大きな権力を揮っている。プレストン総裁は、実務をスターン氏に任せ切っている。スターン氏がお膳立てした舞台の上で、プレストン総裁が踊っているというのが、現在の世銀の姿である。

- (4) ナルマダ問題に関しては、先に見たように、一九九二年六月一八日にプレストン総裁に提出されたモース報告書においては、このプロジェクトにかかわる移住問題と環境問題の解決には見通しが立っていないことを理由に、世銀貸出を停止することが勧告されていた。

しかし、モース報告書の公表に先立って、プレストン総裁は、声明を発表し、「世銀がナルマダ・プロジェクトへの支援を続けることは、正当なことである」との立場を明らかにした (World Bank, Bank News Release No. 92/S 66, 18 June 1992)。そして、モース報告書に対する反論材料を収集する目的のために、同年七月一〇〜二四日には、一四名から成る調査ミッシ

ョンをインドに派遣した。

それと同時に、プレストン総裁は、議題選択権を巧みに利用して、理事会でのナルマダ問題の審議の引き延ばしを図った。理事会においては、当初、八月末ないしは九月初めに、ナルマダ貸出問題について審議することが予定されていた。しかし、審議は、一〇月一日に延期されてしまった。その後、議事日程はさらに変更され、ナルマダ問題が理事会に上程されたのは、一〇月二三日であった。この間、プレストン総裁は、各国の理事に根回しを行い、貸出継続の承認に必要な過半数票を得るための裏工作を展開したのである。

こうした裏工作が功を奏して、先に見たように、一〇月二三日の理事会においては、世銀がナルマダ貸出を停止すべきであるとの立場を表明したのは、四一%の投票権数を有する理事にとどまった。

- (5) 「ヨーロッパ・中央アジア地域局」 (Europe and Central Asia Regional Office) は、プレストン体制の下で新たに設置された部局である。この地域局を統括するのは、先に触れたタルヴィツ副総裁である。
- (6) World Bank, Annual Report 1992, p. 102. [邦訳『世界銀行・年次報告一九九二』一一〇ページ]

2 国際開発協会 (IDA)

経営基盤

IBRDの貸付は、国際資本市場での借入条件よりも有利であるとはいえ、借入国の返済負担を大幅に軽減するものではない。そのため、IBRDの設立以降、一九五〇年代の貸付実行を通じて、開発途上国のうちでも特に貧しい国々については、通常の貸付条件では国際収支に対する負担が大きすぎるとの声が高まった。そして、IBRDより緩やかな条件で貸出を行う機関の創設を求める声が強まった。このような声に応えて、一九六〇年九月に設立されたのが、IDAである。

こうした設立の経緯から、IDAの目的は、「通常の貸付の条件よりも弾力的で、かつ国際収支に対する負担が軽い条件で融資を行うことにより、IBRDの開発目的を促進し、かつその活動を補足すること」にあるとされている (IDA協定第一条)。そのため、IDAに加入するためには、IBRDの加盟国であることが前提条件とされている (第二条第一項a)。

IDAの資金源は、加盟国政府による出資金と拠出金⁽¹⁾、過去の融資の返済金、IBRDの純益からの移転資金、内部留保であるが、主要な資金源となっているのは、加盟国政府、特に先進国政府による出資金と拠出金である。

IDAは、当初、一〇億ドルの資本金で出発した⁽²⁾。しかし、この程度の資金規模では、融資要請に到底応じ切れるものではなかった。また、IDAにおいては、ソフトな条件での融資が行われるために、独立採算では運営できない。こうしたIDA資金の回転性の乏しさを補い、また増大する資金需要に応じていくためには、増資によって資金基盤を拡充していくほかない。

このため、これまでに、一〇回の増資が行われてきている (表6参照)。この間、増資交渉は、難航を重ねてきた。第七次増資は、実際には「増資」ではなく、また第九次増資は、名目ベースでは増額されているが、実質ベースでは現状維持にとどまっていた。

表6 IDA増資

当初応募額	7億5700万ドル
第1次増資	7億4500万ドル
第2次増資	13億ドル
第3次増資	24億ドル
第4次増資	45億ドル
第5次増資	77億ドル
第6次増資	120億ドル
第7次増資	90億ドル
第8次増資	124億ドル
第9次増資	155億ドル
第10次増資	180億ドル

これまで増資交渉が難航してきたのは、主として先進国における援助疲れによるところが大きい。各々の先進国において、IDAへの出資・拠出金は、政府開発援助 (ODA) のうちの多国間援助として取り扱われる。しかし、日本を除く先進国の間においては、ODA予算が伸び悩みの傾向にあり、また多国間援助よりも、二国間援助を重視する傾向が見られる。このため、日本が出資・拠出に前向きな姿勢を示しているのに対して、他の先進国、特にアメリカは、IDA資金の大幅増資には消極的な姿勢を示してきた。

これに加えて、増資交渉の新たな難航要因として浮上して

きているのが、環境的・社会的な問題である。第九次増資の交渉過程においては、こうした問題の解決に向けてのIDAの役割をめぐって、交渉参加国の間での意見は分かれた。結局のところIDA融資は、貧困撲滅、構造調整、環境問題の分野に優先的に振り向けていくとの了解がなされた。第一〇次増資にあたっては、IDA融資のあり方が、再び大きな論議的となった。

第一〇次増資

第一〇次増資に関しては、プレストン総裁は、一九九二年六月にリオデジャネイロで開かれた「国連環境開発会議」(地球サミット)において、通常の増資分に上乗せして、特に「地球のための増分」(earth increment)という形での特別拠出を行うよう呼びかけた⁽³⁾。上乗せされた資金分を、貧しい国々の環境保護のために使用しようというのである。

このような観点から、世銀は、第一〇次増資のために、一八〇億ドルの資金に上乗せして、五〇億ドルの「地球のための増分」を提案した。しかし、アメリカの環境保護団体や人権保護団体を中心とするNGOの側からは、世銀改革に着手しないままの状況の下で、「環境」を口実にして、第一〇次増資を図ることに対しては、批判的な声が上がられた。

本書の「まえがき」において引用したEDFのロリ・ユダール女史の一文は、彼女が、IDA第一〇次増資に反対して、アメリカ議会で行った証言の一部である。彼女によってアメリカ議会に提出された「IDA第一〇次増資に関する国際NGOの声明書」には、先進国と開発途上国の

双方を含めた一四カ国(アメリカ、ドイツ、日本、イギリス、フランス、イタリア、スウェーデン、フィンランド、オーストラリア、インド、アルゼンチン、ベネズエラ、ウルグアイ、パラグアイ)の四二名のNGO代表の署名簿が付せられていた。声明書は、次のような言葉で締めくくられていた。

「IDA融資により社会のおよび環境的な悪影響が生じていること、プロジェクトの質が低下してきていること、責任感が欠如していること、ならびに世銀の政策と融資協定を実施および遵守させることができないことについて、圧倒的な証拠があることに照らしてみると、今日、IDAは、借入国が、貧困緩和、環境保護および経済成長を成し遂げるのを支援するのに適した融資機関ではないというのが、われわれの見解である。それ故、この声明書に署名した団体が求めるのは、世銀が自らの根深い機構問題の解決に取り組むことができるようになる時まで、拠出国が、IDAへの資金供与を大幅に削減すること、また五〇億ドルの「地球のための増分」の要求を拒否することである。われわれとしては、拠出国政府が、債務累積、社会的に不公平および環境破壊に手を貸さないような融資機関を利用するよう求めるものである⁽⁴⁾。」

こうした世界各国のNGOの批判的見解は、増資交渉に大きな影響を及ぼした。増資交渉では、「地球のための増分」については、先進国の間での意見は分かれ、コンセンサスが達成されなかった。結局のところ、一九九四〜九六年度(一九九三年七月一日〜九六年六月三十日)を賄うための第一〇次増資のための交渉は、一九九二年十二月二五日に妥結したのであるが、その落ち着き

表7 IDA第10次増資に
おける7大拠出国
(単位:10億ドル)

国名	拠出額
アメリカ	3.750
日本	3.596
ドイツ	1.978
フランス	1.312
イギリス	1.105
イタリア	0.953
カナダ	0.719

(出所) IDA, *Investing in the Future*, 1993, p. 4, より作成。

先は、五〇億ドルの増分は認めず、一八〇億ドルの増資のみを決定するという内容であった。

この一八〇億ドルの増資には、三四カ国が拠出に同意した。表7には、七大拠出国が掲げられている。ここで目立つのは、日本の大幅拠出である。これは、日本が、世銀の要請を受け入れて、特別拠出を行ったためである。

なお、IDAの説明によれば、一九九四〜九六年度の期間には、増資分一八〇億ドルに上乗せして、過去の融資の返済金四〇億ドルが利用可能であることである。したがって、この期間には、総額で二二〇億が融資に充てられることになる⁽⁵⁾。

組 織

IDAは、IBRDとは別個の設立条約に基づいており、IDA協定の上では、独自の総務会、理事会、事務局を設けることになっている(第六条)。しかし、実際には、IBRDの総裁が、IDAの総裁を兼ねており、またIBRDスタッフがIDA案件を取り扱っている。さらに、IBRDの総務と理事が、IDAの総務と理事を兼務している。つまり、IBRDとIDAは、同一のスタッフにより、また同一の貸出政策の下で運営されているのである。ただし、両機関は、財務上は別勘定とされている。

融 資

借入条件という点では、IBRD貸付に比べて、IDA融資のほうが返済負担が少ない。この点で、両者の区分けの基準となるのは、プロジェクトなりプログラムなりの性格や内容によるのではない。IBRD貸付とIDA融資のいずれの対象になるかは、借入国の経済的条件(一人当たりGNP)によって決まってくるのである。

しかし、IDAの財源には限りがあるため、IDA適格国のすべてが融資を受けられるわけではない。現在、IDA加盟国一五四カ国のうち、五八カ国が借入を行っているが、これらの国々の大半は、一人当たりGNPが七六五ドル以下の国々である。こうした事情から、IDA適格国のうち、特にIBRD貸付を受けるに足る信用力があると判断される国々については、時にはIBRD貸付とIDA融資とを組み合わせた貸出が行われる。このような貸出の対象国は、「ブレンド国」(“blend” countries)と呼ばれている。「ブレンド国」の代表例は、インドと中国である。

ナルマダ貸出の場合には、こうしたタイプの貸出が行われた。先に見たように、サルダル・サロバル・プロジェクトに対しては、世銀は、一九八五年五月一〇日に、インド政府と貸出協定を締結し、四億五〇〇〇万ドルの資金供与を約束したのであるが、その内訳は、ダムと発電所の建設に対する貸出資金三億ドルのうち、IBRD貸付が一億ドル、IDA融資が一億ドルであり、また運河・灌漑網に対する供与資金一億五〇〇〇万ドルは、IDA融資であった。

すでに表4において見たように、一九九三年度においては、IDAの最大の融資は、農業・農村開発（二〇・〇％）の部門に向けられた。これに次いで、人口・保健・栄養（一六・四％）、教育（一五・四％）、ノン・プロジェクト（八・九％）、運輸（八・七％）の部門が、比較的に大きな割合を占めている。

このような融資配分比率からは、IDAが最貧国の「開発」をどのように眺めているのかを知ることができる。つまり、農業部門の近代化を図り、生産性を上げ、外貨獲得を図るとともに、貿易障壁を除去し、民間投資を促進するような構造調整を実施し、またインフラ整備を行うことが、経済成長を導くというのである。同時に、構造調整の過程において発生する失業者の増大、農村人口の都市への流入、都市スラムの拡大、保健・衛生設備の破綻、児童の就学率の低下などの問題に対処するために、社会的セーフティ・ネットを張ることに配慮していく必要があるとするのである。

- (1) IDA協定の下では、すべての加盟国には、出資額の大きさにかかわらず、五〇〇票の基礎票が与えられる（全体の〇・二五％）のほかに、五〇〇〇ドルの出資ごとに一票の投票権が与えられることとされている（第六条第三項a）。この規定をそのまま適用していくならば、増資のたびごとに先進国に投票権が集中してしまうという傾向が生じてしまう。

そのため、第一次増資の際には、先進国は、投票権を伴う出資（subscription）の形ではな

く、投票権を伴わない拠出（contribution）を行った。このやり方は、第二次増資の際にも採用された。その後、第三次増資にあたっては、過去における投票権を伴う出資と投票権を伴わない拠出との累積額に投票権を比例させる措置が講じられた。他方において、基礎票の総計は、投票権全体の〇・二五％に維持することとされた。この方式は、その後の増資の際にも、基本的に踏襲されている。

なお、日本は、これまで、増資のたびごとに、「国際貢献」の大義名分の下に、大幅な特別拠出を行ってきた。また、こうした増資の際の特別拠出とは別に、PHRDに対して膨大な金額の特別拠出を行ってきた。こうした特別拠出は、投票権には何らの影響も及ぼさない。

- (2) 当初資本金一〇億ドルのうち、およそ七億五〇〇〇万ドルは、第I部国（先進国）によって払い込まれ、残りの二億五〇〇〇万ドルは、第II部国（開発途上国）によって応募された。応募方法については、第I部国と第II部国との間に区別が設けられた。すなわち、出資額の一〇％については、すべての加盟国が金または交換可能通貨で払い込むこととされたが、残りの九〇％部分については、第I部国は、金または交換可能通貨で、第II部国は、自国通貨で払い込むこととされた。なお、一〇％部分の半分（つまり五％）と九〇％部分の五分の一（つまり一八％）は、加盟直後に払い込み、残りは、四年均等分割払いされることとなった。また、IDAが差し当たって必要としない資金分については、無利息の債務証券の形で払い込まれ、IDAの請求に応じて、随時に現金化されるという取り扱いがなされた。

- (3). Lewis T. Preston, *Reducing Poverty and Protecting the Environment : A Call to Action*

(An Address to the United Nations Conference on Environment and Development), 4 June 1992, p. 4.

(4) Lori Udall, *International NGO Statement Regarding the Tenth Replenishment of the International Development Association (IDA)*, 1993, p. 9.

(5) IDA, *Investing in the Future*, 1993, p. 4.

3 国際金融公社 (IFC)

経営基盤

IFCは、IBRDとは別個の設立条約(正式名称は、「国際金融公社協定」(Articles of Agreement of the International Finance Corporation))に基づいて設立されており、独自のスタッフと資金で運営される。IFCは、一九五七年二月二〇日に、国連と協定を結び、国連の専門機関となった。

IFCの加盟国であるためには、IBRDに加盟していることが必要とされる(IFC協定第二条第二項)。IFCの加盟国は、一九九三年九月現在で、一五六カ国である。日本は、IFCの発足当初から加盟している。

IFCの目的は、「加盟国、特に開発途上国における民間企業の成長を助長することにより、経済開発を促進し、もってIBRDの活動を補足すること」である(IFC協定第一条)。IBRDとIDAの場合とは異なり、IFCによる民間企業への資金供与の場合には、政府保証は必要とはされない。

IFCの資金供与の対象となるのは、収益性は見込まれるが、妥当な条件での資金の調達に難しい企業である。この点で、「十分な民間資本が妥当な条件で得られると認められる場合には、融資を行ってはならない」とされる(IFC協定第三条第三項 i)。それ故、IFCは、民間レベルにおいて資金調達が可能なプロジェクトについては、それとの競合は避ける。民間レベルのみでは資金調達が困難なプロジェクトについて、IFCは、これへの参加を図るのである。

IFC参加のプロジェクトについては、二つの基準が満たされなければならない。一つは、そのプロジェクトに経済的収益性があることである。もう一つは、ホスト国の経済に寄与することである。後者の基準が適用される点で、純粋の民間レベルでの投融資の場合とは異なってくる。

こうしたことから、IFCは、資金供与を行ったプロジェクトが軌道に乗る場合には、これを売却して、売却益を他のプロジェクトに振り向けることとされている(IFC協定第三条第三項 vi)。投資分を売却しながら、資金を回転していくことが指向されているのである。

このように、IFCの特徴は、民間資本の調達が困難な環境において、民間投資を刺激する触媒としての機能を演ずる点にある。この際、IFCが単独で投融資を行う場合もあれば、また資

表 9 IFC の 借 入 残 高
(単位：100 万米ドル)

	1992 年	1993 年
IBRD からの借入		
米ドル	131	117
ドイツ・マルク	469	422
スイス・フラン	176	143
日本円	98	157
その他の通貨	116	109
小 計	990	948
市場からの借入		
米ドル	1,870	2,070
ドイツ・マルク	185	77
日本円	687	1,146
スターリング・ポンド	76	—
スイス・フラン	72	—
欧州通貨単位(ECU)	73	63
オーストラリア・ドル	45	40
オランダ・ギルダ	30	27
スペイン・ペセタ	682	443
フィンランド・マルツカ	60	43
スウェーデン・クローネ	180	127
ポルトガル・エスクード	164	129
香港ドル	—	129
カナダ・ドル	—	195
イタリヤ・リラ	—	129
小 計	4,124	4,618
総 計	5,114	5,566

(出所) IFC, Annual Report 1993, p.108, より作成。

表 8 IFC の 資 金 源 と 収 益
(単位：100 万米ドル)

	1984年	1985年	1986年	1987年	1988年	1989年	1990年	1991年	1992年	1993年
資 本	583	825	1,223	1,581	2,047	2,255	3,580	4,130	5,114	5,565
借 入	544	546	602	722	850	948	1,072	1,145	1,251	1,423
払込資本	230	258	284	338	438	635	792	957	1,138	1,280
内部留保	26.3	28.3	25.4	53.8	100.6	196.5	157.0	165.9	180.2	141.7
収 益										
純 益										

(出所) IFC, Annual Report 1993, p.4, より作成。

金規模が大きい場合には、商業銀行の参加を募って、融資パッケージを組成することもある。

IFCはまた、IBRD貸付と連携して、民間プロジェクトの実現を図ることが多い。つまり、IBRDによるインフラストラクチャー(経済・社会基盤)への貸付を利用して、民間プロジェクトの円滑な運営を図ろうとするのである。

組 織

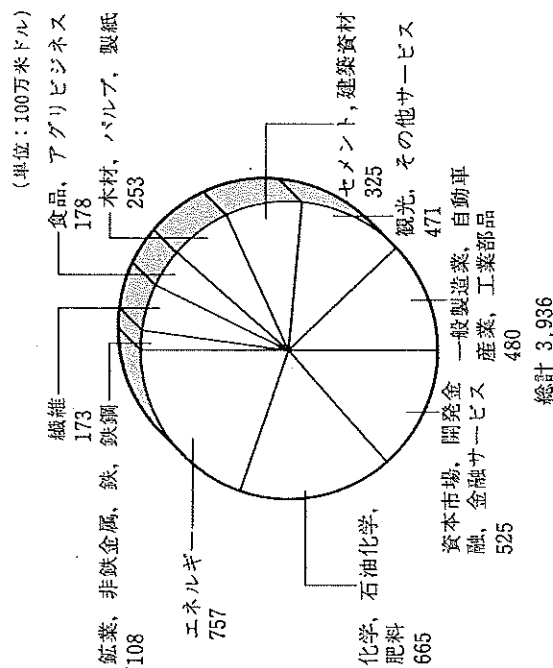
IFCは、IBRDとは別個に総務会と理事会を有している。IFCの運営の権限は、加盟各国が代表を任命する総務会に属しているが、総務会は、その権限の多くを理事会に委嘱している。投融資案件は、すべて理事会にかけられ、その承認を得なければならない。

IFCにおける決定は、原則として多数決によって行われる。IFCにおける表決制度は、IBRDと同様で、加重投票制が採用されている。それ故、IFCにおいても、政策決定とか投融資の決定とかにあたって、先進国の意向が強く反映する。

なお、IFCの総務会と理事会のメンバーのほとんどは、IBRD

の総務・理事によって兼任されている。また、IFCの総裁は、IBRD総裁によって兼任される。しかし、日常の運営業務については、IFC執行副総裁(Executive Vice President)が責任を負う。総裁が不在のときは、執行副総裁が理事会の会合を主宰する。現在のIFC執行副総裁は、ウィリアム・ライリー(William S. Ryrie)氏である⁽¹⁾。

図 4 IFC承認金額の部門別内訳(1993年度)



(出所) IFC, Annual Report 1993, p.16, より作成。

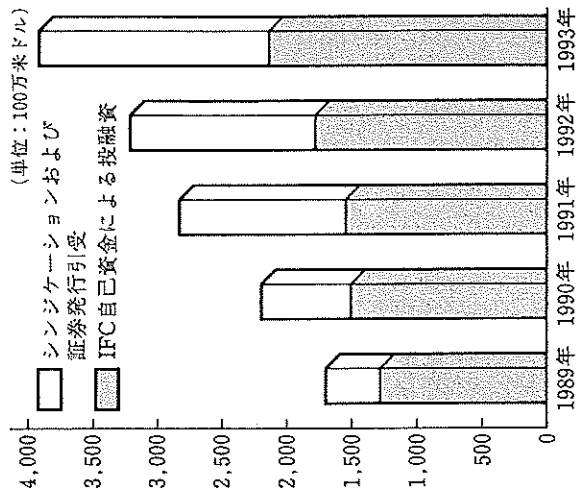
金調達を大幅に拡大してきている。こうして、今日では、借入資金の構成は、およそ八〇%が市場借入により、残りの二〇%がIBRDからの借入である。

一九九三年度に、IFCは、総額二億三五〇〇万ドルの借入を行った。このうち、一億六〇〇〇万ドルは、国際資本市場からの借入であり、残りの七五〇〇万ドルは、IBRDからの借入であった(貸入残高は表9参照)。

投融資活動

IFCは、業務を開始してから三七年の間に、一〇一カ国において一一〇〇件以上の企業に総額二二〇億ドル近くの資金を提供してきている。IFCは、一九九三年度には、一八五件のプロジェクトおよびその他の活動に関して、貸付、株式投資、シンジケーションおよび証券発行引受の形で、

図 3 IFC承認案件の総額(1989~93年度)



(出所) IFC, Annual Report, 1993, p.17, より作成。

資金源

IFCの資金源は、払込資本金、市場からの借入、利益剰余金、貸付の返済金、投資株式の売却益などである。このうち、市場借入による資金調達が大なる割合を構成しており、現在ではおよそ八〇%を占めている。なお、一九九三年度に、IFCは、一億四一七〇万ドルの純益を上げた(表8参照)。純益は、IFCの資本勘定に組み入れられ、開発途上国の民間部門プロジェクトに再投資される。

IFCの授権資本は、当初、一億ドルであった。その後、授権資本は、一三億ドルにまで増資されたが、さらなる資金需要の増大に応えるために、IFC総務会は、一九九二年五月四日に、一〇億ドルの増資を決定した。その結果、現在の授権資本は、二三億ドルである。

IFCは、かつてはIBRDからの借入に大きく依存していたが、一九八四年二月に国際資本市場からの借入を開始した。そして、一九八七年度からは、円市場での資金調達も始めた。さらに、一九八九年度にIFCはトリプルAにランク付けされるに及んで、それ以降は市場での資

総額三九億ドルに相当する案件の承認を行った(図3参照)。このうち、IFCの自己資金による投融資は、およそ二億ドルであった。

一九九三年度には、IFCの介在により、一七四億ドルの資金が動員された。したがって、IFCは、自己資金一ドルにつき、他の資金源から七ドルを動員したことになる。

図4には、一九九三年度にIFCによって承認された三九億三六〇〇万ドルの部門別の内訳が示されている。第一位はエネルギー部門(七億五七〇〇万ドル)で、石油化学部門(六億六五〇〇万ドル)がこれに次いでいる。続いて、開発金融部門(五億二五〇〇万ドル)、製造業部門(四億八〇〇〇万ドル)、観光部門(四億七一〇〇万ドル)の順となっている。観光部門への投融資の多くは、ホテル建設関連プロジェクト向けである。

- (1) ライリー氏は、一九九三年二月三日付で退任し、後任にはジャニック・リンドバーク(Jannik Lindbæk)氏が就任する。リンドバーク氏は、一九八六年からノルディック投資銀行(Nordic Investment Bank)の頭取を務めていた。
- (2) IFCは、一九八七年以来、日本市場で五次にわたる起債により六五〇億円を調達している。これにユーロ円市場で発行された中期債を加えると、およそ二〇四億ドル相当額を調達していることになる。さらに、一九九三年には、初のユーロ円長期債四〇〇億円が発行された。

4 多数国間投資保証機関(MIGA)

設立の経緯

MIGAは、開発途上国への資金の流れを促進するという観点から、非商業的リスクに対する保証を提供することを主要な目的として、世銀グループの四番目の機関として、一九八五年九月に設立条約(正式名称は、「多数国間投資保証機関設立条約」(Convention Establishing the Multilateral Investment Guarantee Agency))が採択された。この条約は、一九八八年四月二日に発効した。MIGAはまた、開発途上国に対して、投資環境を改善するための方策について、助言的サービスを提供する。

MIGAが設立されるまでには、紆余曲折の歴史があった。国際的な投資保証機関の設立という構想は、沿革的には、一九四八年に世銀によって打ち出された提案にまでさかのぼることができる。しかし、この構想に対しては世銀加盟国の間での一致した支持が得られず、棚上げ状態となってしまった。

その後、一九五〇～七〇年代には、開発途上国において外資系企業が接収・国有化されるという事態が相次いで発生した。こうした大がかりな保険事故に対しては、一国の輸出保険機関ではカバーし切れなかったために、先進国の企業の間では、国際的な投資保証機関の設立を求める声

が強まった。

他方において、この間、開発途上国側では、外国企業の接收・国有化を国家主権により正当化する主張が支配的であった。しかし、一九八〇年代に入って、債務累積問題が深刻化するにつれて、多くの開発途上国では、民間資本の逃避という状況に直面した。こうした事態を打開するために、開発途上国側でも、外国直接投資を積極的に受け入れるという方向に転じ、そのために投資環境の整備を図るという姿勢が示されるに至った。

このような状況を受けて、世銀は、一九八一年に、国際的な投資保証機関の設立構想を復活させ、先進国側と開発途上国側の双方に働きかけた。その結果、双方の折り合いがつくことにより、MIGAが設立されるに至ったのである。

MIGAに加盟するためには、IBRDに加盟していることが必要とされる(MIGA条約第四条a)。¹⁷⁰ MIGAの加盟国は、発足後徐々に増え、一九九三年九月現在で一一一カ国である。

組 織

MIGAは、組織的には、IBRDからは独立した法人格を持つ機関として設立されており、また財政的にも、独立採算原則により運営される。MIGAは、独自の総務会(Council of Governors)と理事会(Board of Directors)を有している。

総務会は、MIGAの最高の意思決定機関であるが、一定の専管事項を除き、その権限の行使

を理事会に委任することができる(第三二条a)。総務会は、各加盟国の総務一名および総務代理一名で構成される(同条b)。総務会は、原則として年一回開催される。

理事会は、二名以上の理事で構成され、それぞれに一名ずつの理事代理を任命することができる(第三三条)。理事の数は、一九九三年六月三〇日現在で、二〇名である。このうち、五理事は、最大出資国(アメリカ、ドイツ、日本、フランス、イギリス)のうちから選ばれ、残りの一五名は、他の出資国により選出される。理事会のメンバーのほとんどは、IBRD理事と同じである。

MIGAの総裁は、IBRD総裁が兼任する。IBRD総裁はまた、MIGA理事会の議長を務めるが、可否同数の場合を除き、投票権を有しない(第三二条b)。ただし、日常の運營業務は、MIGA執行副総裁(Executive Vice President)によって遂行される。初代の執行副総裁は寺澤芳男氏、現在(二代目)の執行副総裁は飯田彬氏で、いずれも日本人である。¹⁷¹

事務局は、四つの部局(保証局(Guarantees Department)、政策・助言サービス局(Policy and Advisory Services Department)、法律・請求局(Legal and Claims Department)、財務・総務局(Finance and Administration Department))から構成されている。職員数は、一九九三年一月現在で、四六名(専門スタッフ二九名、補助スタッフ一七名)である。

加盟国は、一七七票の基礎票にプラスして、一株ごとに一票の投票権が与えられる(第三九条a)。ただし、第I部国(先進国)と第II部国(開発途上国)との間での総投票権の比率が、六〇

表10 MIGAの保証業務活動

	1990年度	1991年度	1992年度	1993年度
保証案件数	4件	11件	21件	27件
最大開発債 務総額	1億3230万ドル	5890万ドル	3億1300万ドル	3億7400万ドル
関連直接投 資総額	10億ドル	9億ドル	10億ドル	19億ドル
ホスト国に おける雇用 創出	2700人	3680人	2920人	1720人

(出所) MIGA, Annual Report 1993, p. 28, Table 1, より作成。

れる保険金の九〇%を加えた金額の総計を越えてはならないとされている。また、総務会によって決定される最大保証総額は、いかなる場合にも、これら金額の五倍を越えてはならないとされている(第三二条)。

現在、MIGAが一件当たりの保証限度額を五〇〇〇万ドルに限り、また一国当たりの保証限度総額を一億五〇〇〇万ドルに限り、こうした「健全金融」の原則を維持する観点からである。

また、保険料については、プロジェクトの種類およびカバー・リスクごとに、〇・四五〜一・二五%の範囲において基本保険料率が定められている。実際の保険料は、ホスト国の政治・経済などの状況を勘案して、ケース・バイ・ケースで定められる。この際、複数のリスクをカバーしようとする場合には、通常、各々のリスクの基本料率の単純合計から割引が行われる⁽²⁾。

保証業務

MIGAが、保険引受業務を実際に開始したのは、一九九〇年度

%と四〇%になるよう調整が図られるものとされている(第三九条b)。これは、先進国への投票権数の偏りを防ぐ配慮から設けられている歯止めで、この点でIBRDおよびIFCとは大きく異なっている。

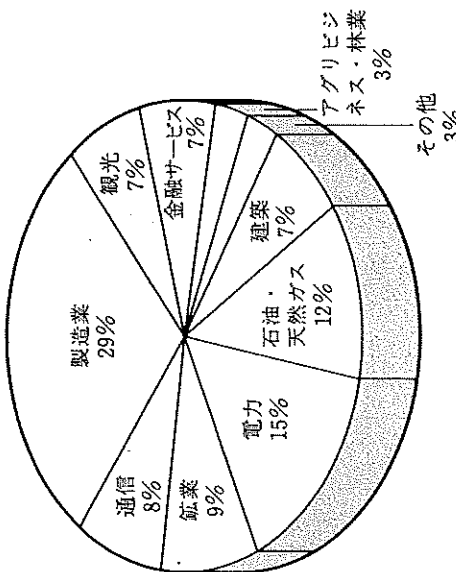
資金源

MIGAの授權資本は、一九九三年六月三〇日現在で、一〇億SDR(一〇億八二〇〇万ドル)で、応募資本金は九億四七六三万ドルである。応募資本金のうち、払込資本金は一億八八七九万ドルで、請求払資本金は七億五八一〇万ドルである。

このように、IBRDと同様に、MIGAにおいても、請求払資本が圧倒的な割合を占めている。MIGA条約によれば、加盟国は、応募資本金の一〇%を現金で払い込み、さらに一〇%を現金化できる約束手形またはこれに類する債務証券の形で払い込むこととされており、残りの八〇%は請求払資本とされている(第七条)。なお、応募額の払い込みは、交換可能通貨で行われることとされている。この際、開発途上国の場合には、現金で払い込むべき応募額の二五%までは、自国通貨で払い込むことができる(第八条)。

MIGAの保証業務は、健全金融(sound financing)の原則に基づいて営まれることとされている。こうした観点から、MIGAの保証総額は、総務会で別段に決定されない限り、毀損されていない応募資本金と準備金の合計額の一五〇%にプラスして、再保険契約によってカバーさ

図6 MIGAに登録された申請案件の産業別構成比
(1993年6月30日現在)



(出所) MIGA, Annual Report 1993, p.11, Figure 5, より作成。

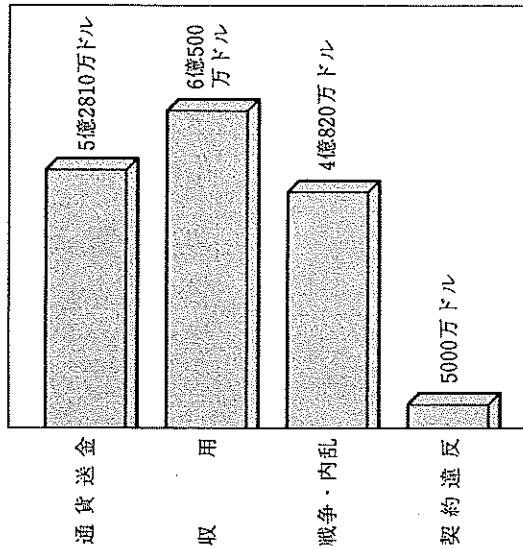
いる。製造業(二九%)の比率が最も高く、これに次いで電力(一五%)、石油・天然ガス(一二%)、鉱業(九%)、通信(八%)の順となっている。

現在、申請案件の多さに比べて、実際に保険契約が締結された件数は少ない。その最大の理由は、MIGAにおける保険料率が、主要先進国の公的保険機関に比較して割高であるためである。

しかし、今後、保険料率が引き下げられることになれば、開発途上諸国ならびに旧ソ連などの東欧諸国での政情不安が依然として続くものと考えられることから、保険契約の締結件数は、次第に増大していくものと予測される。

これまでのところ、MIGAにおいては、保険事故は発生していない。したがって、保険金の支払いという事態は生じていない。なお、保険契約の解釈、保険金の支払いなどの問題をめぐって、MIGAと被保険者との間で紛争が発生する場合には、国際仲裁に付託して、問題の解決を図ることとされている(MIGA条約第五八条)。

図5 MIGAのリスク別保証状況(1993年6月30日現在)



(出所) MIGA, Annual Report 1993, p.11, Figure 3, より作成。

図5には、MIGA保険によってカバーされているリスクごとの内訳が示されている。金額的には、収用リスク(六億五〇〇万ドル)が最も多く、これに次いで送金リスク(五億二八一〇万ドル)、戦争・内乱リスク(四億八二〇万ドル)、契約違反リスク(五〇〇〇万ドル)の順となっている。

図6には、一九九三年六月三〇日現在までに登録された申請案件の産業別の構成比が示されて

からである。それ以来、一九九三年度までの間に、総計五七件のプロジェクトについて、総額七億四五〇〇万ドルの保証を引き受けてきている。一九九三年度には、MIGAは、開発途上国一四カ国における二七件のプロジェクトについて保証契約を結んだ。保証対象とされた直接投資総額はおよそ一九億ドルで、MIGAによってカバーされる最大保証金額は三億七四〇〇万ドルである(表10参照)。なお、この年度の純益は二六〇万ドルで、準備金を差し引いた純益は一〇万ドルであった。

- (1) 払込資本金と請求払資本金の合計が応募資本金に合致せず、七四万ドルの差額が生じているのは、幾つかの国による払い込みが遅れたためである。
- (2) なお、投資者は、将来の必要性に備えて、MIGAの保証を予約することもできる。これが、スタンド・バイ保険と呼ばれるものである。この場合には、保険料率は、およそ半分に割り引かれる。
- (3) 保証案件の総数と総金額が表10と合致しないのは、六件がキャンセルされたためである。
- (4) MIGA, *Annual Report 1993*, p. 4.

5 投資紛争解決国際センター (ICSID)

設立の経緯

世銀の目的の一つは、開発途上国に対する民間投資の流れを促進することである。しかし、過去において、海外投資に関しては、スエズ運河国有化問題、アングロ・イラニアン石油会社国有化問題をはじめ、投資資産の接収や債務不履行などの問題をめぐって、数多くの投資紛争が生じてきた。そのため、世銀は、国際投資紛争の解決のための枠組み作りに大きな関心を有してきた。

こうした観点から、一九六一年九月にウィーンで開催された世銀・IMF年次総会において、ブラック世銀総裁は、国家と他の国家の国民との間に生ずる投資紛争を解決するための常設的な機関として、調停 (conciliation) または仲裁 (arbitration) を行う国際センターを設立する構想を提示した。そして、一九六四年九月に東京で開催された世銀・IMF年次総会において条約案が示され、その後同年十一月三日～十二月一日にワシントンDCで開かれた法律専門家会合の審議を経て、一九六五年三月一八日に条約テキストが最終的に確定され、署名のために開放された。

このような経緯を経て作成されたICSID設立条約の正式名称は、「国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約」(Convention on the Settlement of Investment Disputes between States and Nationals of Other States) である。この条約は、一九六六年一〇月一四日に発効した。この条約には、一九九三年九月現在で、一一〇カ国が批准を行っている。

組織

ICSIDには、理事会 (Administrative Council) と事務局が設置されている。ICSID事務局は、世銀本部内に置かれている。

理事会は、締約国の一名ずつの代表 (ないしは代表代理) で構成されるが、通常はIBRD総務 (ないしは総務代理) がこれを代行する。理事会の年次会合は、原則として世銀・IMF年次

総会と同時期に開かれる。

理事会での表決制度は、IBRDとは異なり、一国一票の国連方式が採用されている。表決は、原則として過半数で行われる（第七条第二項）。理事会の議長は、IBRD総裁が務めるが、投票権は有しない。

調停人名簿と仲裁人名簿の作成にあたっては、各締約国は、それぞれの名簿について、四名ずつの調停人と仲裁人を指名することができる。また、理事会議長は、それぞれの名簿について、一〇名を指名することができる（第二三条）。

調停および仲裁

調停ないしは仲裁が開始されるためには、紛争当事者の双方の間に付託合意（compromis）が存しなければならない。この付託合意は、紛争の発生前にまたは発生後に行うことができる。なお、締約国は、仲裁への付託の条件として、国内的救済（local remedies）の原則の適用、つまり当該締約国における行政上または司法上の救済手段を尽くすことを求めることができる（第二六条）。

いずれかの紛争当事者により、調停の請求がなされる場合には、事務局長は、当該紛争がICSIDの管轄外であると判断しない限り、この請求を登録する（第二八条第三項）。調停委員会は、両当事者の合意により任命される単独または奇数の調停人により構成される（第二九条）。調停

人は、調停人名簿以外からも任命することができる（第三一条）。調停人の任命について両当事者の間に合意が達成されない場合には、理事会議長が、調停人名簿のうちから調停人を任命する（第三〇条）。調停委員会の勧告は、拘束力を有さず、いずれの当事者もこれに従うことを義務づけられない。

これに対して、仲裁裁判所の判断は、両当事者を拘束する（第五三条）。各締約国は、仲裁判断を自国の裁判所の確定判決として取り扱い、これによって課せられる金銭上の義務を執行しなければならない（第五四条第一項）。

仲裁手続きは、以下のような段取りで実施される。いずれかの紛争当事者により、仲裁の請求がなされる場合には、事務局長は、ICSIDの管轄外であると判断しない限り、この請求を登録する（第三六条第三項）。仲裁裁判所は、両当事者の合意により任命される単独または奇数の仲裁人により構成される（第三七条第二項）。仲裁人は、仲裁人名簿以外からも任命されることができる（第四〇条）。仲裁人の任命について当事者間での合意が達成されない場合には、理事会議長が、仲裁人名簿のうちから仲裁人を任命する（第三八条）。仲裁判断は、仲裁人の過半数投票によって下される（第四八条第一項）。

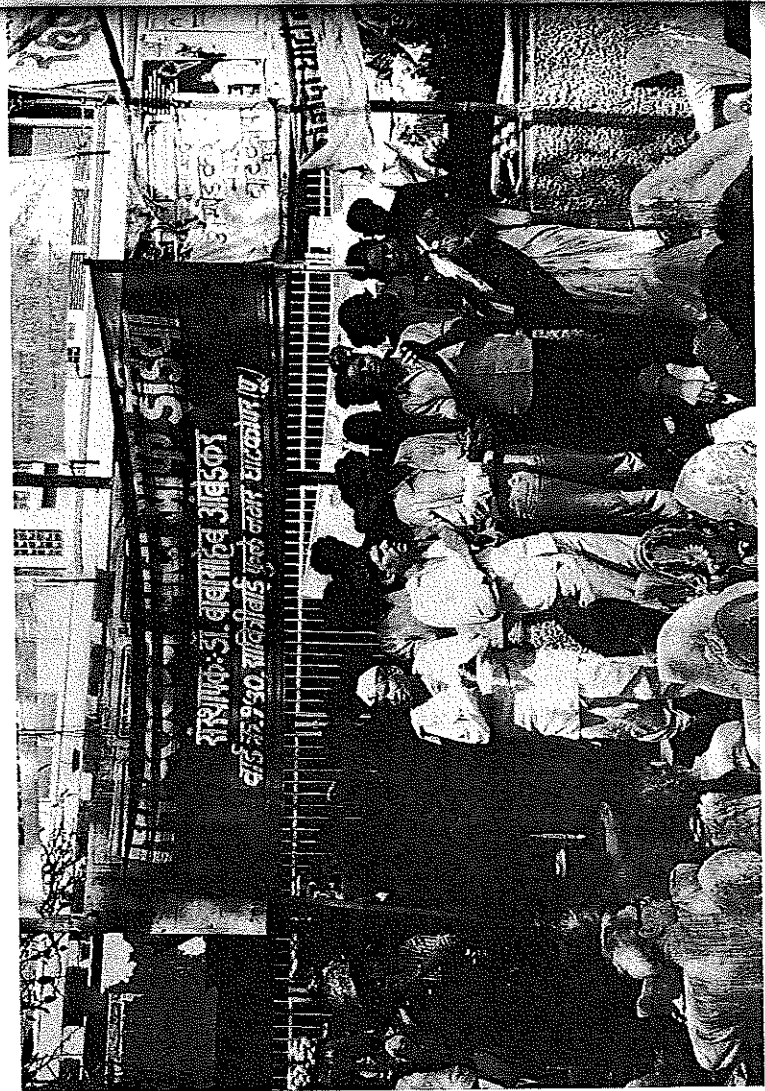
資金源

ICSIDの利用料金は、理事会が採択する規則に従って事務局長が定めることになっている

第IV章

世銀による開発金融

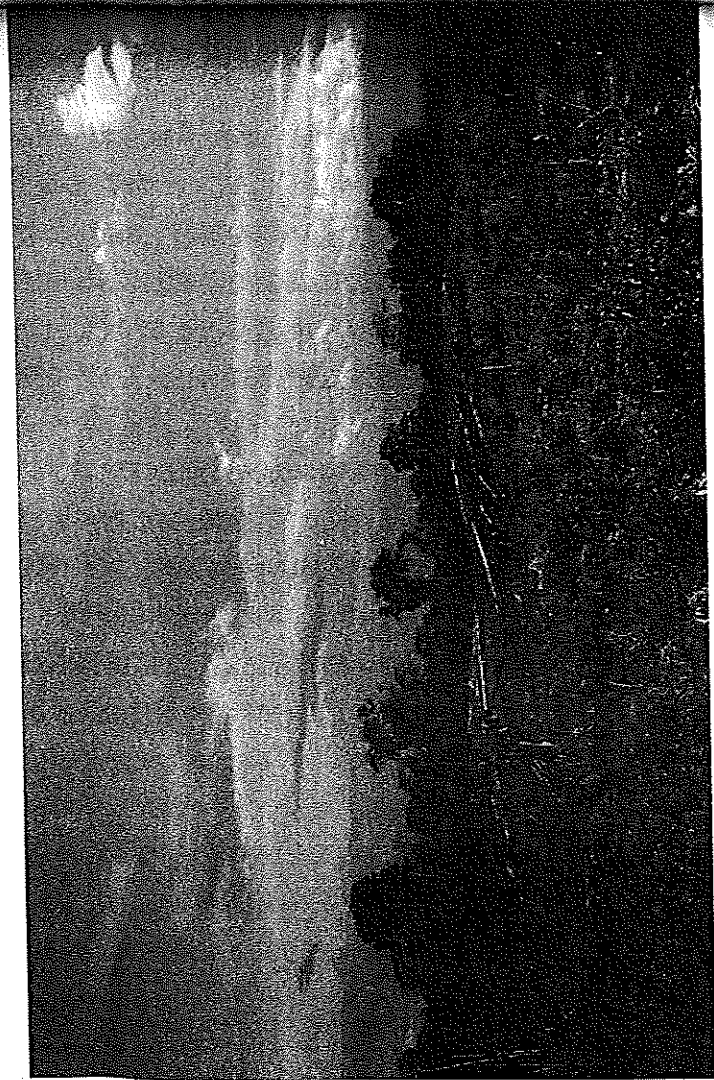
(第五九条)。調停または仲裁の経費は、原則として利用者によって負担される(第六一条)。セクターの運営経費が、利用料金その他の収入を超過する場合には、加盟国が分担して負担することとなっているが、現在までのところでは世銀が贈与ベースでこれを負担する措置が講じられている。



ナルマダ・ダム建設反対集会 (ボンベイ)

第VI章

世銀貸出と社会的・環境的問題



熱帯林の伐採跡地（インドネシア・スマトラ島）

1 世銀と「貧困」問題

世銀の「貧困撲滅」アプローチ

先に見たように、一九九〇年の『世界開発報告』においては、貧困撲滅戦略に取り組むことの必要性が強調されていた。こうした貧困撲滅戦略を、貸出業務のうちに反映していくために、世銀は、一九九一年一二月に、「貧困緩和」(poverty reduction)のための業務指令⁽¹⁾を策定した。

この業務指令では、各国別に「貧困アセスメント」(poverty assessment)を実施し、これを国別支援プログラムの基礎として利用していくという方針を打ち出している。

「貧困アセスメント」は、世銀スタッフが、借入国の担当官と協力して実施する(二五節)。貧困アセスメントの実施にあたっては、まず最初に、「貧困プロフィール」(poverty profile)が作成される。このプロフィールのうちでは、「貧困層の人数を推定し」、「貧困層を性別・年齢別・人種別・居住地別に確定し、消費・生産活動への適応状況を確定する」とともに、「社会指標(幼児死亡率、栄養状態、男女別識字率、出生率、妊産婦死亡率など)と所得指標(一人当たり所得、未熟練労働者賃金など)の概要が記載され」、また「土地を含めて、資産の貧困層による所有およびアクセスの状況、食糧安全保障と貧困層が直面しているその他のリスク、ならびに特別の環境問題が記載される」ものとしている。そして、プロフィールにおいては、とりわけ「緊急措置の

策定が必要とされている最貧層の確定が、優先的に行われなければならない」としている(二七節)。

貧困プロフィールの作成に続いて、以下の点についてのアセスメントが実施される。つまり、「①効率的で労働集約的な成長を促進する上での経済運営の実効性の分析、②貧困層の人的資源を開発する上での政府の努力の妥当性についての評価、③最も脆弱なグループと最貧困層を保護するための社会的セーフティ・ネットの大きさ、確かさ、供給能力および費用効果性の検討」が行われる(二六節)。

このような貧困アセスメントに基づいて、貧困を減少させるために借入国政府により講じられるべき措置——政策変更、予算措置、制度変革など——についての勧告を盛り込んだ「国別貧困戦略」(country poverty strategy)が策定される(二八節)。

貧困アセスメントの結果は、「貧困アセスメント概要書」(poverty assessment summary)として、単一文書のうちにまとめられる(二九節)。この概要書のうちには、貧困プロフィール、貧困減少の阻害要因(構造調整の影響を含む)、貧困減少に対する公共支出の影響度、セーフティ・ネット、貧困緩和戦略、統計システムなどが盛り込まれる。

こうして作成された国別貧困アセスメント報告書は、世銀貸出のためのたたき台としてはばかりでなく、他の二国間および多国間の援助機関との援助調整のためのたたき台としても利用される。また、世銀理事会に対しては、進捗報告書(progress report)が、定期的に提出される。

セーフティ・ネット

世銀は、一九九四年夏までに、このような貧困アセスメントを、すべての借入国について実施することを予定している。しかし、貧困アセスメントを実施したからといって、貧困問題の解決への展望が開かれるわけではない。世銀貸出の基盤となっている経済成長モデルを前提にしたままで、セーフティ・ネットを設けるなどの貧困緩和措置を講じるだけでは、問題の根源的な解決策とはなり得ないからである。

この点について、業務指令においては、世銀の通常の貸出業務と貧困緩和の間には相互補完性があるとして、「例えば民間部門の開発は、成長を促進するとともに、貧困層の所得獲得の機会を高める」と述べている(六節)。要するに、民間企業を育成すれば、貧困層の雇用機会が増大することから、貧困緩和に役立つというのである。

また、経済収益性と貧困緩和との関連については、業務指令では、次のように述べられている。「各国政府に助言を行うにあたって、世銀は、一般に、幾つかの代替案のうちで最も収益性の高い活動を選択するよう勧告するのであるが、この原則からの逸脱が認められるのは、貧困を緩和させるか、ないしは脆弱な人々のためにセーフティ・ネットを提供する場合であって、かつこれらの目標を達成する最もコストの低い方法が存在する場合のみである」(七節)。

要するに、世銀としては、経済成長モデルを維持したままで、また収益率の高いプロジェクト

に貸出を行うという基本姿勢を保持したままで、貧困層への若干の影響緩和措置を講じようというのである。これでは、貧困問題が緩和するどころか、かえって激化してしまう。現在の世銀の貸出姿勢が改まらない限り、貧富の格差はますます増大し、また「開発難民」が次々と生み出されてしまうといえよう。

(1) World Bank, *Operational Directive 4. 15 : Poverty Reduction*, December 1991.

2 世銀と「環境」問題

環境問題と機構改革

世銀は、他の国際機関に比べて、比較的早い時点から、その貸出活動について環境的配慮を払うための体制を整えてきた。この面での歴史を振り返ってみるならば、世銀は、一九七〇年に、マクナマラ総裁のイニシアチブにより、IBRDのうちに環境アドバイザー(Environmental Adviser)のポストを新設した。その任務は、「すべての投資プロジェクトについて、それが環境に対して及ぼす潜在的影響を検討し、かつ評価すること」にあるとされた⁽¹⁾。これにより、世銀貸出のすべてのプロジェクトが、環境的影響についてスクリーンにかけられることとなった。同時

に、マクナマラ総裁は、環境チェックを円滑に実施する目的のために、環境ガイドラインを策定するという方向も打ち出した。

国連人間環境会議（一九七二年六月五日～一六日、ストックホルム）において、マクナマラ総裁は、すべてのプロジェクトが「環境担当室」(Environmental Office)によりチェックされるようになっており、また必要があれば、環境調査を実施するための調査団が、コンサルタントを雇用して組織され、現地に派遣されると説明した。そして、次のように付言した。「例えば、適切な環境保護措置が講じられることが困難なために深刻な問題が生じる恐れがあるような場合や、借入人の側で合理的な措置を講ずる意向がまったく存しないような場合には、世銀としては、原則的に、環境的な理由に基づいて貸付を拒否することもできるのであるが、実際にはこのようなケースは、未だ発生していない。世銀が環境レビューを開始して以来、すべての場合に、勧告された保護措置は、成功裡に交渉され、かつ実施されてきている」。

マクナマラ総裁はまた、環境的配慮の仕方について触れ、次のように発言した。「世銀のうちに設定された環境基準は、開発の全範囲を網羅している。この環境基準は、各種問題についての総合的なチェック・リストから成り立っており、プロジェクトが立案される初期段階から、実際の建設、さらに操業に至るまでの過程において、予見される環境的悪影響が、注意深く考慮に入られるよう意図されている⁽²⁾」。

ストックホルム会議以降も、世銀は、環境担当室の充実を図り、一九七五年には、その名称も

「環境問題担当室」(OEA: Office of Environmental Affairs)に改められた。これに次いで、OEAでは、職員の拡充などの措置がさらに講じられ、「環境・保健問題担当室」(Office of Environmental and Health Affairs)に改称された。

その後一九七九年に、人口・保健・栄養局(Population, Health, and Nutrition Department)が新設された際に、OEAの名称が復活された。OEAの組織替えはそれ以降も実施され、一九八四年には、科学担当アドバイザーの採用に伴って、その名称は、「環境・科学問題担当室」(OESA: Office of Environmental and Scientific Affairs)に改められた。

このように、世銀は、一九七〇年以来、環境問題への取組体制の充実を図り、このための担当室も設けてきた。しかし、一九八七年七月の機構改革の以前には、OESAは、実際には五名の環境問題担当の常勤スタッフを擁しているにすぎなかった。

環境面での大幅な機構改革が実施される直接的な引き金となったのは、ブラジルのポロノロエステ・プロジェクトへの貸付問題であった。この出来事を契機に、コナブル総裁は、世銀貸出プロジェクトへの環境的配慮を強めるための大規模な機構改革に着手する意向を明らかにした。そして、新たな部局として、「環境局」(Environment Department)を創設すると表明した。

このような機構改革の方向性について、コナブル総裁は、一九八七年五月五日に、世界資源研究所(WRI)での講演において、次のように発言した。「何よりもまず、世銀の政策、計画立案、および調査作業の方向を設定するのを手助けするために、トップレベルに位置する環境局を

創設するつもりであります。この機関は、世銀の貸出・政策活動全般のうちに環境的考慮を組み入れるための戦略を開発する上で、先導的な役割を果たすことになるであります。」

「環境局」の創設に加えて、コナフル総裁はまた、四つの地域技術局（アフリカ、アジア、ヨーロッパ・中東・北アフリカ、ラテン・アメリカ・カリブ海）のそれぞれのうちに、新たに「環境課」（Environment Division）を設ける意向を表明し、次のように述べた。「四つの地域技術局のそれぞれにおける新たな環境課は、二重の役割を演ずることになるであります。これらの環境課は、世銀支援のプロジェクトに対する環境面での監視人として、また資源管理面での有望な前進を図るためのスカウトおよび唱道者として、これら二つの機能を果たすことになるであります。こうした任務を果たすにあたって、これらの環境課は、開発途上国における環境担当官と日常的に協議を行い、また現地での環境機構の強化を図るよう努めるであります。これらの環境課の設立により、環境プログラムに直接に従事するスタッフの数が大幅に増加されるであります。」

この結果、世銀における環境担当スタッフの数は、一挙に一〇倍に増やされ、一九九〇年までに約六〇名となり、さらに今日ではおよそ一〇〇名を数えるまでになっている。また、世銀は、環境関連プロジェクトへの貸出を大幅に増加させてきている。

これらの一連の機構改革によって、世銀貸出プロジェクトによる環境破壊と人権侵害の状況が改まったかといえば、そうではない。ナルマダ問題をはじめ、本書で取り上げた幾つかの事例は、

環境的・社会的配慮の面で、世銀機構がいかに関与していないかを例証している。

IFCにおける「環境室」の設立

IFCは、「すべての業務が、環境的に責任のある方法で実施されるというのが、IFCの政策である」と表明している。こうした環境的配慮を表現するために、IFCは、現在では、IBRDとは別個の組織を設けている。

しかし、一九八九年以前には、IFCの投融資プロジェクト案の環境チェックは、IBRDの環境局によって実施されていた。一九八八年になって、もっぱらIFCプロジェクトについて環境チェックを行うためのコンサルタントがIFCによって雇用されたが、地位的にはIBRD環境局のうちに配属された。

このコンサルタントの所属は、一九八九年にIFCに移行され、IFC専属の環境アドバイザー（Environmental Advisor）の地位を与えられた。環境アドバイザーの任務は、プロジェクト案の環境影響についてのチェックを行うことと、環境問題に関してIFC経営陣に対して助言を行うこととされた。さらに、同年には、IFCは、プロジェクトの環境チェックのための手続きを策定するとともに、IFCプロジェクトが環境的に健全なものであることを確保する目的のために、経営陣の責任体制の明確化を図った。

その後、一九九一年二月には、IFCの環境活動の中心機関として、エンジニアリング局

(Engineering Department) のうちに「環境室」(Environment Unit) が設置された。環境室は、IFCプロジェクトの環境チェックと、その後のモニタリング活動を実施する。この機関はまた、IFCの環境面での政策、手続きおよびプログラムを発展させる上でのリード役を演じるとともに、IBRDその他の機関との環境活動の調整を行うものとされている。さらに、環境室は、環境部門への投資プロジェクトを選定し、進展させる上での新たなイニシアチブをとることとされている。こうしたことから、地球環境ファシリテーター(GEF)へのIFCの参加は、環境室によって調整されることになっている。なお、環境室は、MIGAのプロジェクトの環境チェックについて、MIGAに助力を提供する。

一九九二年には、環境室の拡大が図られ、三名の上級職員が割り当てられた。こうして、現在、環境室には、一般職員のほか、常勤の四名の環境専門家が配属されている。また、必要な場合には、コンサルタントを雇用することも認められている。

なお、一九九二年七月一日に実施されたIFCの機構改革により、環境室は、新たに設けられた技術・環境局(Technical and Environment Department)の下に置かれることとなった。技術・環境局は、業務担当の二人の副総裁に直接に報告を行うものとされている。

環境ガイドライン

世銀は、一九八三年に「環境ガイドライン」(Environmental Guidelines)を設定した。ガイド

ラインの内容は、その後も逐次改訂されてきている。このガイドラインでは、アルミニウム産業、鉄鋼業、鋳業、殺虫剤製造業、製紙業などの分野ごとに、また窒素酸化物、硫黄酸化物などの汚染源ごとに、許容汚染水準や規制手段などを提示している。

このような環境ガイドラインの作成と並行して、世銀はまた、一九八四年五月に、「世銀業務の環境的側面」(Environmental Aspects of Bank Work)と題される業務マニュアル書⁽⁵⁾を策定した。この業務マニュアル書の策定目的については、次のように説明されている。「過去一〇年間の世銀の経験から知られることは、プロジェクトおよびセクターの双方での作業を進めるにあたって、環境的次元の問題に対して、早期に注意を払う必要があるということである。この業務マニュアル書では、環境的影響を持ち得るようなプロジェクト、技術援助およびその他の世銀業務に関する世銀の政策と手続きの概要が示されている」(一節)。

業務マニュアル書においては、「世銀の環境政策」について、次のように説明されている。「幾つかの環境影響は、それが確認されるまでに長期間を要する。それ故、世銀としては、プロジェクトの環境的側面については、費用・便益分析の他の大部分の側面よりも、より長い時間的枠組み(例えば、二五〜五〇年、さらにはそれ以上の期間)において眺める。因果関係が明白となり、また理解されるのに時間を要すれば要するほど、その影響についての不確実性は大きくなる。環境面での作業においては、矯正措置——これは、常に可能というわけではない——を講じるよりも、予防措置を講じるほうが望ましく、また一般に費用が少なくて済む。このような不確実性に

照らしてみても、世銀の政策においては、環境への影響を評価するにあたっては、特に影響が潜在的に不可逆的な場合（例えば、種ないしは生態系の消滅を伴う恐れのあるような場合）には、慎重に対処する必要のあることを強調する」（七節）。

業務マニュアル書によれば、世銀貸出は、以下のような基本原則に基づいて実施されるとしている。①再生可能な天然資源に影響を及ぼすいずれのプロジェクトも、環境の再生能力を越えることのないよう努める。②種の消滅を含めて、深刻なまたは不可逆的な環境悪化を引き起こすようなプロジェクトには融資を行わない。③一般大衆の健康と安全を甚だしく損なうようなプロジェクトには融資を行わない。④一般の人々または社会的弱者層を立ち退かせるようなプロジェクトには、適当な緩和措置が講じられない限り、融資を行わない。⑤環境関連の国際条約に違反するようなプロジェクトには融資を行わない。⑥隣国の環境を著しく害するようなプロジェクトには融資を行わない。⑦国際条約によって世界的遺産地ないしは生物圏保存区として指定された自然地域、ならびに国内法によって国立公園、野生生物保護区ないしはその他の保護地域として指定された自然地域を大幅に変更するようなプロジェクトには融資を行わない。⑧環境への悪影響が避けられないプロジェクトについては、初期コストが幾分高くなるにしても、環境への被害が最小化できるような地域に立地するよう努める（九節）。

このような基本原則に従って、プロジェクト・サイクルのそれぞれの過程において、環境的考慮が導入されるべきであるとする。この際、「環境的考慮は、一般には、プロジェクトの選定と

準備という初期段階において導入されるのであるが、審査、交渉、および監督の段階、さらには操業の段階においてでさえも、種々の形で付け加えられるかもしくは変更されることができる」（一八節）としている。

プロジェクトの「選定」の段階においては、地域局スタッフが、環境・科学・技術担当室（現在は、環境局）と協力して、どのような重大な環境影響が予測されるのかについてのレビューを行わなければならないとしている（一九節）。

プロジェクトの「準備」の段階における環境的考慮の導入に関しては、次のように述べられている。「プロジェクトの準備について責任を有するのは、借入人であるが、プロジェクト担当スタッフは、必要な環境調査の実施について、借入人またはプロジェクト保証人を支援することができる」（二〇節）。

プロジェクトの「審査」の段階においては、次のような形で環境的考慮が払われる必要があるとしている。「スタッフ審査報告書のうちでは、どのような環境的措置が講じられようとしているのかについて記述されるべきである。環境的措置を講じる必要がない場合には、審査報告書のうちでその旨についてもまた記されるべきである。この審査に基づいて、環境的措置がプロジェクトの設計・操業全般のうちに組み入れられる旨について合意される」（二二節）。

これに次ぐ「貸付交渉」の段階に関しては、「世銀としては、交渉に先立って、また理事会への提出に先立って、プロジェクトに関する重要問題が、借入人との間で片付いていることを希望

する」(二三節)としている。

さらに、「実施」の段階においては、「監督ミッションは、借入人と共同して、環境的側面についての定期的なレビューを行うことにより、合意された措置の十分で確実な実施を確保しなければならない」(二三節)と定めている。

なお、環境への影響が特に懸念される特定分野でのプロジェクトに関しては、それぞれの分野ごとにガイドラインが設定されている。例えば、ダム建設に関しては、一九八九年四月に、「ダム・貯水池プロジェクトのための環境政策」(Environmental Policy for Dam and Reservoir Projects)と題される業務指令⁽⁶⁾が策定された。

環境アセスメント

世銀は、一九八九年九月に、「環境アセスメント」(EA: Environmental Assessment)に関する業務指令⁽⁷⁾を策定した。この業務指令は、一九九一年一〇月三日に改訂された⁽⁸⁾。

改訂業務指令においては、「環境アセスメントの目的と性質」について、以下のように説明されている。「環境アセスメントの目的は、検討の対象となっているプロジェクトの選択肢について、それが環境的に健全で、かつ持続的なものであるよう、政策決定を改善し、かつ確保することである。すべての環境影響は、プロジェクト・サイクルの早期において認識され、かつプロジェクトの選定、サイトの決定、計画の立案、および設計の時点で考慮に入れられなければならない

い」(三節)。

このように、業務指令では、プロジェクト・サイクルの初期段階において、環境アセスメントが実施されることの重要性が強調されている。しかし、世銀が、自ら環境アセスメントを行うのではない。この点については、「経済、財政、組織および技術の面での分析と同様に、環境アセスメントは、プロジェクトの準備の一環であるが故に、借入人の責任である」(三節)としている。

これから知られるように、世銀の環境アセスメント制度は、借入人が環境アセスメントを実施するという前提に立つて、世銀としては、環境影響評価プロセスに適宜関与していきこうというのである。この点に関して、世銀は、まず最初に、チェックリストに照らして、あるプロジェクトがどのような環境問題を引き起こす恐れがあるのか、また環境影響の大きさは、どの程度なのかについての検討を行う。

この目的のために、「環境スクリーニング」(Environmental Screening)の制度が導入されている。これは、それぞれのプロジェクトについて、環境への影響が大きいかな否かを事前にチェックし、影響が甚大であると判断される場合にのみ、正式の環境アセスメント(Full EA)を実施しようとする制度である。スクリーニングの作業を実施するのは、世銀のタスク・マネージャーである。

スクリーニングの結果、各々のプロジェクトは、カテゴリA、B、Cのいずれかに分類され

る。カテゴリーAに分類されたプロジェクトについては、正式の環境アセスメントが必要とされる。カテゴリーBの場合には、正式の環境アセスメントは必要ではないのであるが、環境分析 (environmental analysis) が必要とされる。カテゴリーCの場合には、環境アセスメントと環境分析のいずれも、不要とされる (一七節)。

環境行動計画

世銀は、一九九二年七月二二日に、「環境行動計画」(EAP: Environmental Action Plans) に関する業務指令⁽⁹⁾を策定した。これによつて意図されることは、「各国ごとに適当なEAPを作成および実施するよう勧奨し、国別EAPの調査結果と戦略を世銀業務のうちに反映させ、必要に応じてEAPの改訂を助長するのが、世銀の政策である」(三節) というのである。

業務指令によれば、「EAPにおいては、それぞれの国の主要な環境問題が記載され、問題の主要原因が確定され、かつ問題に対処するための政策と具体的措置が提示される」(二節) のであつて、「EAPは、総合的な経済・社会開発戦略のうちに環境的考慮を組み入れていくための基本的準備作業を成すものである」(四節) とされている。

EAPの作成・実施における借入国政府と世銀のそれぞれの役割については、「EAPの作成および実施の責任は、加盟国政府にあるのであつて、EAPは、国別計画である」(二節) のであるが、「EAPの作成および実施にあつての世銀の主要な役割は、関係政府からの要請があ

る場合に、助言を提供し、また技術援助を供与することである」(七節) とされている。

EAPは、まず最初に、IDA受益国について作成される。その期限は、IDA第九次増資の満了時まで、つまり一九九三年六月までとされている。これに次いで、IBRD借入国についても、EAPが作成されることが予定されている。

しかし、EAPを作成したからといって、開発途上国における環境問題の解決の方向性が出てくるわけではない。なぜなら、問題の根源は、経済成長優先の「開発」モデルそのものにあるからである。この点を不問にしたまま、うわべだけのEAPを作つてみたところで、所詮はペーパーワークに終わつてしまう。しかも、EAPの作成は、大抵の場合、先進国のコンサルタント会社に委ねられてしまつており、その作成過程において、住民参加はほとんど図られてきていないのである。

地球環境ファシリテイ

世銀の通常の貸出の場合には、借入人には返済義務が生ずる。このため、借入人の側では、環境的・社会的コストを可能な限り削減して、経済的利益を最大化しようとする考慮が強く働く。その結果、公害防止措置や環境保全措置が講じられにくいという傾向が生じてきている。

こうした難点を克服するために、地球環境の保全に寄与するのであるが、経済的成算の乏しいプロジェクトに対して、返済義務を伴わないか、あるいは返済負担の少ない資金を提供していこう

とする考慮から設立されたのが、「地球環境フアシリテイ」(GEF)である。

GEFでは、世銀、国連開発計画(UNDP)、国連環境計画(UNEP)の三機関による共同運営の体制が採られている。これらの三機関のうち、中心的な役割を演ずるのは、世銀である。そのため、GEFの議長は、世銀から選ばれている。一九九一年二月に、世銀環境局長のモハメッド・エルアシュリ(Mohamed H. El-Ashry)氏が、GEF議長の地位に指名された。

世銀は、GEFを統括・管理する。また、「地球環境信託基金」(GEF: Global Environment Trust Fund)の預託先として機能するとともに、投資プロジェクトの評価および監視について責任を負う。

UNDPは、地球環境問題に関する開発途上国への技術援助プロジェクトについて責任を有する。この面では、特に投資前調査活動を通じて、プロジェクト発掘についての支援活動を行う。UNDPはまた、NGOに対する「小規模贈与プログラム」(small grants programme)の管理・運営を行う。

UNEPは、GEFの運営過程において、環境面での専門知識を提供する役割を担う。このような活動の一環として、UNEPは、科学・技術諮問パネル(STAP: Scientific and Technical Advisory Panel)のための事務局の役割を演ずる。

GEFの特徴は、「贈与ないしは高度に譲許的な条件」(grant or highly concessional terms)で資金が供与される点である。GEF資金の供与を受けるとのことのできる資格があるのは、UNDP

プログラム対象国で、かつ一九八九年一〇月の時点で一人当たり所得が四〇〇〇ドル以下の国々である。

こうしたことから、GEF資金には回転性がない。そのため、GEFの運営資金は、基本的に、加盟国、特に先進国からの拠出金によって賄われることとされている。資金規模は、当初のパイロット期間(一九九一〜九三年)については、一三億ドルとされた。

このように、GEFは、世銀のうちに、加盟国による拠出金を資金源とする別勘定の基金を設けることにより、地球環境の保全に寄与するプロジェクトに資金供与を行おうとするものである。資金供与の対象となるのは、地球環境の保全にとって潜在的な有益性を持つプロジェクトである。したがって、ローカルな環境にとってプラスであるというだけでは、資金供与の対象とはされない。また、たとえ地球環境にとって有益であつても、経済的成算のあるようなプロジェクトにはGEF資金は供与されない。GEF資金が供与されるのは、地球環境にとって有益ではあるが、譲許的な資金供与がなければ、実施できないようなプロジェクトに対してである。

しかしながら、地球環境に関係し、しかも経済的成算の見込みのないプロジェクトがすべて、資金供与の対象とされるわけではない。GEFの下での資金供与の対象は、次の四つの問題分野に限定されている。①地球温暖化、②国際水域、③生物学的多様性、④オゾン層保護の四分野である。

しかも、これらの四つの優先分野に属していれば、自動的に資金供与の対象となり得るかとい

えば、そうではない。GEF資金の供与を受けられるためには、「革新的」(innovative)なプロジェクトでなければならず、またそこで採用される特定の技術またはアプローチが効果的なものであることを証明しなければならない。

確かに太陽熱発電とか太陽光発電とかの新たなエネルギー源の利用可能性を開発しようとするプロジェクトについては、「革新的」という条件は満たされているといえる。しかしながら、熱帯林を保全しつつ、かつ伝統的なライフスタイルを維持しつつ、自然と人間との共存を図ろうとするような場合には、かえって「非革新的」という烙印を押されてしまい、資金供与の対象とはされない。

GEFプロジェクトにおいてはまた、多くの場合に住民参加について言及されているのであるが、実際にはほとんどの場合に、プロジェクトの立案・実施の過程において、住民参加は図られてきていない。地球環境を守る上で、現地住民は、プロジェクトの主体ではなく、単なる客体として位置づけられているにすぎないのである。

GEFの資金には限りがある。そのため、GEFは、地球環境の保全を促進する「てこ」(Leverage)の役割を果たすものとされている。つまり、GEFは、地球環境を直接に保全するプロジェクトを実施することよりも、むしろ地球環境の保全につながる技術開発プロジェクトを実施しようというのである。そのため、実際の資金供与例を見ると、多くの場合に、通常の世銀貸出プロジェクトへのGEF資金の上乗せという形が採られてきている。

その典型的な事例が、モーリシャスでの砂糖きびエネルギー開発プロジェクトである。これは、同国のエネルギー需要の一五%の増大を賄うために、ジーゼル発電の代わりに、砂糖きびの残滓を利用しようとする計画である。このプロジェクトに対して、世銀は、一九九二年度に一五〇〇万ドルのIBRD貸付を行った。これに上乗せして、三三〇万ドルのGEF資金が供与されたのである。この場合、GEF資金の最大の受益者は、ユニオン・セイント・オービン砂糖工場(Union St. Aubin Sugar Factory)である。

このように、GEFは、世銀の通常の貸出プロジェクトのあり方そのものに対しては、何らの変化をも及ぼすものではない。それ故、GEFが設立されたからといって、世銀貸出プロジェクトが現在引き起こしている環境破壊と人権侵害の問題については、何らの解決の方向も出てこない¹²⁾のである。

- (1) World Bank, *Environment and Development*, 1975, p. 3.
- (2) Robert S. McNamara, *Address to the United Nations Conference on the Human Environment*, 1972, pp. 7, 8.
- (3) Barber B. Conable, *Address to the World Resources Institute*, 1987, p. 5.
- (4) International Finance Corporation, *IFC and the Environment: Annual Review 1992*, p. v.

- (5) World Bank, *Operational Manual Statement 2.36: Environmental Aspects of Bank Work*, May 1984.
- (6) World Bank, *Operational Directive 4.00, Annex B: Environmental Policy for Dam and Reservoir Projects*, April 1989.
- (7) World Bank, *Operational Directive 4.00, Annex A: Environmental Assessment*, September 1989.
- (8) World Bank, *Operational Directive 4.01: Environmental Assessment*, October 1991.
- (9) World Bank, *Operational Directive 4.02: Environmental Action Plans*, July 1992.
- (10) STAPは、先進国と開発途上国の双方から選ばれた一五名の科学者で構成されている。STAPの任務は、プロジェクトの選定基準と優先度を設定すること、科学的調査の調整とデータの収集を行うこと、また申請プロジェクトのレビューを行い、これが基準を満たしているかどうかについての助言的意見を表明することである。
- (11) GEFは、三つの異なる資金源から構成されるアンブレラ（傘）基金である。この基金の中核を成すのは、「地球環境信託基金」（GEF）である。この基金は、一般に「コア・ファンド」（core fund）の名称で呼ばれている。GEFには、およそ八億六〇〇〇万ドルが拠出約束されている。このうち、七億ドルは先進国によって、残りは開発途上国によって負担される。このほかに、GEFの傘下には、コア・ファンドによって支援されるプロジェクトに対して二国間レベルで協調融資として供与される資金が置かれている。この目的のために、およそ三億五〇〇〇万ドルの資金の動員が約束されている。この資金は、「贈与ないしは高度に譲許的

な条件」で供与されることとされている。

GEFの傘下にはまた、オゾン層保護の目的のために、モントリオール議定書第二回締約国会合（一九九〇年六月、ロンドン）において設立が合意された「多国間暫定基金」（Interim Multilateral Fund）が置かれている。この基金の資金規模は、一億ドルである。この基金は、UNEPによって管理される。

なお、日本は、コア・ファンドに対して一〇四七万ドルの拠出を行うこと、また協調融資として一億四二九九万ドルの資金を供与する旨を表明してきている。

- (12) GEFの問題点について、詳しくは拙稿「地球環境フアシリナイ（GEF）の虚像と実像」『環境と公害』第三巻第一号（一九九二年九月）を参照されたい。

3 世銀と「移住」問題

非自発的移住ガイドライン

世銀は、一九八〇年二月に、「世銀融資プロジェクトにおける非自発的移住に関連した社会問題」（Social Issues Associated with Involuntary Resettlement in Bank-Financed Projects）と題された業務マニュアル^(I)書を策定した。これに次いで、一九八六年一〇月一〇日には、「世銀融資プロジェクトにおける非自発的移住の取り扱いに関する業務政策問題」（Operations Policy Issues in

the Treatment of Involuntary Resettlement in Bank-Financed Projects) と題された覚書⁽²⁾を作成した。その後、一九九〇年六月二十九日には、「非自発的移住」(Involuntary Resettlement) に関する業務指令⁽³⁾が新たに出され、前記の二つと取り替えられた。

「非自発的移住」に関する業務指令においては、次のような「政策目標」が掲げられている。「世銀の移住政策の目的は、プロジェクトによって移住させられた人々が、それから恩恵を受けよう確保することである。非自発的移住は、プロジェクトの立案の一部として組み入れられるべきであり、以下の政策的考慮に照らして、プロジェクトの準備の最も早期の段階から取り扱われるべきである。①非自発的移住は、可能な限り避けられるかないしは最小限にとどめられるべきであつて、あらゆる実現可能な代替的プロジェクト案を模索すべきである。例えば、道路を付け替えることにより、ないしはダムの高さを低めることにより、移住の必要性を大幅に減ずることができ。②立ち退きが不可避な場合には、移住計画が策定されるべきである。すべての非自発的移住は、移住者が、プロジェクトの利益を共有するのに十分な投資資源と機会を与えられるような開発計画として見られるべきであり、またそのようなものとして実施されるべきである。立ち退き者には、以下のような支援が供与されるべきである。③実際の移転に先立って、立ち退き経費の全額について、損失補償がなされること、④移転にあつて支援が供与され、また移住先での過渡的期間について助力が与えられること、および、⑤以前の生活水準、所得獲得能力および生産水準を改善するか、ないしは少なくとも回復する努力に対して、支援が供与されること。

移住に際しては、最貧層のニーズに対して、特別の考慮が払われるべきである。③移住計画の立案と実施にあつては、共同体参加が助長されるべきである。適当な形態の社会組織が打ち立てられる必要があるが、その際、移住者および受入住民の間での既存の社会的および文化的な制度が、可能な限り最大限に支援されかつ利用されるべきである。④移住者は、受入先の社会共同体で被る悪影響が最小限にとどめられるようにするために、かかる共同体のうちに社会的および経済的に統合されるべきである。このような統合を達成する最善の方法は、移住先が、プロジェクトから利益を受ける地域において、かつ受入住民との協議により、計画されることである。⑤プロジェクトによって悪影響を受ける住民、先住民、少数民族および遊牧民が、プロジェクトのために収用される土地またはその他の資源に対する用益権ないしは慣習的権利を有しているような場合には、これらの人々に対して、土地、家屋、インフラストラクチャーおよびその他の補償が供与されるべきである。このような人々が土地に対する法的権原を有していないことが、補償の妨げとなつてはならない」(三節)。

「移住計画の立案」については、次のように述べられている。「大規模な住民の立ち退きが不可避な場合には、詳細な移住計画、タイムテーブルおよび予算が用意される必要がある。移住計画は、立ち退かされる人々の経済基盤を改善するかないしは少なくとも回復することを目的として、開発戦略と開発パッケージの枠組みの方向において策定されるべきである。経験の示すところによれば、金銭補償だけでは、通常は不十分である。非自発的移住者の特別状況に対処するための

措置が講じられることを条件として、移住計画の一部として、自発的移住を含むこともできる。農業中心の社会基盤から立ち退かされる人々に対しては、土地基盤の移住戦略が優先されるべきである。適当な土地が確保できない場合には、雇用ないしは自営の機会を創出する方向において打ち立てられた非土地基盤戦略が用いられることもできる」(四節)。

なお、すでに見たように、業務指令では、「移住の責任は、借入人にある」(六節)としているのであるが、タスク・マネージャの任務として、世銀の移住政策が借入人により遵守されるよう確保しなければならない(二四節)と定めている。

しかし、これまでの世銀の貸出実行においては、業務指令に掲げられる要件は、ほとんど充足されてきていない。例えば、ナルマダ貸出に関して、モース報告書では、「借入人によって移住計画は作成されていなかったし、また世銀審査の対象ともされなかった」と指摘している。

- (1) World Bank, *Operational Manual Statement 2.33 : Social Issues Associated with Involuntary Resettlement in Bank-Financed Projects*, February 1980.
- (2) World Bank, *Operations Policy Note 10.08 : Operations Policy Issues in the Treatment of Involuntary Resettlement in Bank-Financed Projects*, October 1986.
- (3) World Bank, *Operational Directive 4.30 : Involuntary Resettlement*, June 1990.
- (4) Bradford Morse and Thomas R. Berger, *Sardar Sarovar : The Report of the Independent Review*, 1992, p. 42.

dent Review, 1992, p. 42.

4 世銀と「先住民」問題

先住民ガイドライン

世銀は、一九八二年二月に、「世銀融資プロジェクトにおける部族民」(Tribal People in Bank-Financed Projects)と題された業務マニュアル書⁽¹⁾を策定した。その後、一九九一年九月一七日には、「先住民」(Indigenous Peoples)に関する業務指令⁽²⁾が新たに出され、前記のものに取り替えられた。

一九八二年の業務マニュアル書においては、先住民に対する「特別措置」(special measures)の採用の必要性を強調して、次のように述べられていた。「経験の示すところによれば、特別措置が採用されない限り、先住民は、彼ら以外の受益者のために企画される開発プロジェクトによって、恩恵を受けるよりもむしろ害される恐れの方が大きい。それ故、先住民への影響が懸念される場合にはいつでも、プロジェクトの計画案のうちには、先住民の利益を保護し、また可能な場合にはいつでも、彼らの福利を高めるのに必要な措置または構成要素が含まれるべきである。プロジェクトの健全な立案と設計は、先住民が、プロジェクトの影響を受けるか、ないしはその

実施を妨害する危険を減ずることになる」(四節)。

一九九一年の業務指令においても、先住民に対する「特別措置」の必要性について、以下のよう
に表明されている。「この指令は、次の点での政策指針を提示するものである。①開発プロシ
ェクトから先住民が恩恵を受けよう確保すること、および②世銀支援の活動によって先住民に
対して潜在的に引き起こされる悪影響を回避するかもしくは軽減すること。先住民、部族民、少
数民族、ないしは社会的および経済的地位のために、土地およびその他の生産資源に対する利益
と権利を主張する能力が制約されているその他のグループが、世銀投資によって影響を受ける場
合には、特別措置が必要である」(二節)。

先住民問題に対する世銀の基本政策については、次のように述べられている。「世銀加盟国に
おけるすべての民族に対すると同様に、先住民に対する世銀の一般目標は、開発の過程において、
先住民の尊厳、人権および文化的独自性への十分な尊重が助長されるのを確保することである。
より特定のには、この指令の中心目標は、次の点を確保することである。すなわち、開発過程に
おいて、特に世銀融資のプロジェクトにおいて、先住民が悪影響を被らないこと、また先住民が、
文化的に相容れることのできる社会的および経済的な利益を享受することである」(六節)。

経済開発プロジェクトと先住民問題との関係に対する世銀の基本政策は、「情報を与えられた
参加」(informed participation) の概念の上に立っている。この点については、次のように説明さ
れている。「先住民に関係する問題に対処するにあたっての戦略は、先住民自身が情報を与えら

れて参加することという考えに基づかなければならないというのが、世銀の政策である。それ故
直接の協議を行うこと、先住民の持つ知識をプロジェクト・アプローチのうちに組み入れること、
ならびに経験豊富な専門家を早期に適切に利用すること、といった方法を通して、地方的選好が
どのようなものであるのかを確認することが、先住民ならびに天然資源と経済資源に対する彼ら
の権利に影響を及ぼすいずれのプロジェクトについても、中核的な活動である」(八節)。

このように、先住民問題に対する世銀の基本的アプローチは、開発プロセスのうちに先住民を
組み込むという考え方の上に立っている。この点は、次のような説明のうちにも反映されている。
「特に最も孤立している集団の取り扱いが問題となるような場合には、悪影響が不可避的であり、
また適切な影響軽減計画が打ち立てられてきていないようなケースが発生するであろう。このよ
うな状態においては、借入人によって適当な計画が打ち立てられ、またそれが世銀によってレビ
ューされるまでは、世銀は、プロジェクトの審査に着手しないであろう。その他の場合には、先
住民が、開発プロセスのうちに組み込まれることを望み、またそれが可能であるケースも見られ
る。要するに、借入人によって講じられるあらゆる実質的な措置は、先住民が開発投資から利益
を受けられるのを確保するようものでなければならない」(九節)。

このような観点の上で立って、先住民に対する特別措置は、「先住民開発計画」(indigenous
peoples development plan) の策定または「プロジェクトの特別構成要素」(special project compo
nent) の設定という形で講じられるべきであるとしている。つまり、「主要投資の準備と並行し

て、開発計画が準備されるべきである。多くの場合には、先住民の権利を適正に保護するためには、プロジェクトの第一次的な目的とは別個に、プロジェクトの特別構成要素を実施することが必要となつてこよう。これらの構成要素のうちには、保健と栄養、生産的インフラストラクチャー、言語と文化の保全、天然資源に対する権原、および教育に関連した活動が含まれ得る」(二五節)。

そして、このような開発計画ないしは特別構成要素の策定・実施のためには、とりわけ住民参加が図られるべきであるとしている。つまり、「プロジェクトの立案、実施および評価の全般にわたって、政策決定に先住民が参加するための機構を案出し、かつ維持すべきである」(二五節(d)) というのである。

以上に見たように、先住民問題に対する世銀のアプローチは、基本的に統合主義の考え方の上に立っている。しかも、実際の貸出実行においては、先住民の立場への配慮はほとんど払われていない。例えば、ナルマダ貸出に関しては、モース報告書は、次のように指摘している。「一九八五年に世銀、インド中央政府、関係三州の政府との間で結ばれた融資・貸付協定においては、先住民の問題には触れていない。この協定においては、プロジェクトの対象地域に先住民が居住していることについてさへ言及していない。移住・再定住⁽³⁾について規定された要件のうちには、先住民に対する特別措置についても掲げられていない」。

- (1) World Bank, *Operational Manual Statement 2.34 : Tribal People in Bank-Financed Projects*, February 1982.
- (2) World Bank, *Operational Directive 4.20 : Indigenous Peoples*, September 1991.
- (3) Bradford Morse and Thomas R. Berger, *Sardar Sarovar : The Report of the Independent Review*, 1992, pp. 64-65.

5 世銀とWID問題

WID課の設置

「開発と女性」(WID)の問題に関しては、世銀は、一九七五年に、この問題を専門的に取り扱うアドバイザー・ポストを設置した。そして、一九七九年には、「開発における女性の『目に見えない』役割の認識」と題される報告書⁽¹⁾を作成し、公表した。

さらに、一九八七年には、世銀事務局のうちに、WID課(Women in Development Division)が設置された。その後、四つの地域(アフリカ、アジア、ヨーロッパ・中東・北アフリカ、ラテン・アメリカ・カリブ海)を担当するそれぞれの部局のうちに、WID担当調整官が配置された。

このような機構的整備を行うのと並行して、世銀内部では、WID課の課長バーバラ・ヘルツ

(Barbara Herz) 女史を中心に、WID問題への対応施策の検討が積み重ねられた。その結果、一九九〇年には、「開発と女性——世銀イニシアチブに関する進捗報告書⁽²⁾」が作成され、公表された。

WIDプロジェクト

進捗報告書においては、「一九八八年度における貸出業務のうちの六%、また一九八九年度における貸出業務のうちの一五%が、女性の福利に実質的な潜在的影響を持っていると判断される」としており、「開発と女性への世銀のイニシアチブの影響は、教育、人口・保健・栄養、さらに農業の分野において、最も顕著である⁽³⁾」と述べている。

この報告書によれば、例えば教育の分野においては、「一九八八年度に承認された教育関連の一六プロジェクトのうち五つが、また一九八九年度に承認された一六プロジェクトのうち七つが、女性を支援するための特定活動を提案している⁽⁴⁾」とのことである。そして、報告書では、幾つかの事例を紹介している。

これらの事例のうち、ここでは、インドにおける職業訓練プロジェクト（一九八九年度、IBRD貸付三〇〇〇万ドル、IDA融資一億五〇〇〇万ドル）について眺めてみることにしよう。このプロジェクトの目的は、インド国内の四〇〇カ所の工業訓練所の施設の改善を図るとともに、訓練内容の質を高めようとする点にある。WID問題との関連では、近代工業部門の二二の職種に

ついて、年間九〇〇〇人の女性労働者を養成しようというのであり、このうち一八の職種は、ハイテク関連の訓練プログラムである。

しかし、このプロジェクトは、近代工業部門、特にハイテク産業のために、安価な労働力を提供できる女性労働者の育成を行おうとするものにすぎない。また、このプロジェクトの恩恵を受けるのは、ごく一部の女性にすぎない。

同様なことは、ネパールにおけるエンジニアリング教育プロジェクト（一九八九年度、IDA融資一四〇万ドル）についても言える。このプロジェクトは、エンジニアリングについての学位を持つ人材を養成することを企図している。具体的には、トリブバン (Tribhuvan) 大学のエンジニアリング研究所における訓練施設の拡充と補修を図るとともに、訓練スタッフの増員、カリキュラムの改善、教材の供与、入所水準の引き上げなどの措置を講じようというのである。WID問題との関連では、女性の入所者数を増大すること、また女性のための宿泊施設を別棟に建設することなどの措置が講じられるとしている。そして、「とりわけ建築、電子工学、農村開発計画の分野での新たな高等教育プログラムは、女性を惹き付けることが期待される⁽⁵⁾」と述べられている。

これらの二つの事例から知られるように、世銀の言う教育とか職業訓練とかは、欧米的な近代教育を普及しようとするものである。特に職業訓練については、現地財閥と多国籍企業が進めている工業化プロジェクトのための人材養成にすぎない。最貧国の一つとされるネパールにおいて、

電子工学の教育を施すことが、この国にとってどのような意味合いがあるのかは疑問である。しかし、世銀の目からすれば、こうした人材の養成は、多国籍企業を誘致し、外貨を獲得するための前提条件であるということになるのである。

農業の分野については、報告書では、次のように記述されている。「世銀による農業分野での貸出業務は、ますます大きな割合において、女性農業従事者に対するサービスと市場へのアクセスの改善ならびに生産性の向上の方向を明らかに目指している。一九八九年度に承認された五三の貸出プロジェクトのうち、二二プロジェクト（一六プロジェクトがアフリカ）においては、女性問題に対処することを指向した特定行動が含まれていた。これは、一九八八年度に承認された五六プロジェクトのうち、九プロジェクトが女性問題関連であったのに比べて、大幅な増加であった」。

この点についても、報告書では、幾つかの事例が挙げられている。これらの事例の多くは、女性農業従事者が、換金作物の生産の機会を増大することができたとか、農業金融にアクセスできるようになったというものである。例えば、タンザニアでのカシエーナツ・ココナツ生産プロジェクト（一九八九年度、IDA融資二五二〇万ドル）は、輸出向けのカシエーナツ生産と国内の食物油市場向けのココナツ生産の増大を図ろうとするものであるが、WID問題関連では、女性によるカシエーナツ生産に関しての制約要因とインセンティブについての調査が含まれている。具体的には、この分野での普及サービスの増大と女性普及員の採用、金融システムへの女性

のアクセスの改善措置、女性貿易業者を養成するための市場アドバイザーの任用、副産物の家庭での加工を含めて、加工プロセスへの女性の参加などの面で、調査・研究を強めるというのである。

このほか、報告書では、工業、エネルギー、運輸などの分野におけるWID関連プロジェクトの事例が挙げられている。例えば、ガーナの中小規模民間企業育成プロジェクト（一九八九年度IDA融資三〇〇〇万ドル）のうちには、世界女性銀行（Women's World Banking）のガーナ支店に対して資金を供与することが含まれている。具体的には、このような資金供与により、女性企業家への技術援助と訓練機会を提供するとともに、金融制度へのアクセスの改善を図ることが指向されている。

しかし、このプロジェクトは、一部の女性企業家の出現を促すだけのもので、一般女性の福利向上とは無縁のものである。

- (1) World Bank, *Recognizing the "Invisible" Woman in Development : The World Bank's Experience*, October 1979.
- (2) World Bank, *Women in Development : A Progress Report on the World Bank Initiative*, 1990.
- (3) *Ibid.*, pp. 14, 15.

(4) *Ibid.*, p. 15.

(5) *Ibid.*, p. 16.

(6) *Ibid.*, p. 18.

6 世銀とNGO

NGOガイドライン

世銀とNGOとの関係は、従来、「NGOとの協働」(Collaboration with Nongovernmental Organizations)と題された業務マニュアル書⁽¹⁾によって定められてきたところであるが、世銀は、一九八九年八月二八日に、「世銀支援活動へのNGOの参加」(Involving Nongovernmental Organizations in Bank-Supported Activities)と題される新たな業務指令⁽²⁾を策定した。

この業務指令においては、NGOは、次のように定義づけられている。「大学や研究機関も非政府団体であると言えるのであるが、この指令において主として対象としているのは、災害の救済、貧困層の利益の促進、環境の保護、基本的な社会サービスの提供ないしは社会開発の実施などの活動を追求している民間団体である」(二節)。

世銀とNGOとの関係について特徴的であるのは、世銀は、関係政府の対NGO政策の枠組み

においてのみ、NGOとの接触を持つとしている点である。すなわち、「世銀はNGOに直接に貸出を行わないのであるが、NGOは、関係政府の対NGO政策の線に沿って、種々の方法で、一定の世銀支援活動においてある種の役割を演ずることができる」(八節)というのである。

このように、世銀は、関係政府が許容する範囲内においてのみ、NGOとの接触を図るという姿勢を明らかにしている。換言すれば、関係政府により、反政府的であるとのレッテルを貼られているようなNGOとは接触しないというのである。

こうした基本指針の下に、世銀は、プロジェクト・サイクルのすべての段階において、可能な限りにおいてNGOの参加を図るという方向を打ち出している。つまり、「開発問題の分析」の段階では、「関係政府と世銀により、NGOの役割が妥当であることについて合意される場合には、NGOは、早期の段階において協議を受けるべきである」(八節a)というのである。

「プロジェクトの選定」の段階においては、「NGOは、プロジェクトが対象とする受益者ならびに技術面および機構面での革新についての情報源である」が故に、NGOの知識を活用することが望ましいとしている(八節b)。

「プロジェクトの立案」の段階に関しては、「プロジェクトの準備の過程において、NGOは、世銀、政府または地域社会のためのコンサルタントないしは情報源としての役割を果たすことができる」としている(八節c)。

「プロジェクト融資」の段階では、「幾つかの国際NGOは、あるプロジェクトに協調融資する

か、ないしはこのほうが可能性が高いのであるが、世銀貸出のプロジェクトを補充する活動に融資することができる」としている(八節d)。

「プロジェクトの実施」の段階においては、NGOは、次のような役割を演ずることができるとしている。すなわち、①政府委託の契約者または管理者、②現地住民への資金面での媒介者ないしは技術・知識の提供者、③現地住民のためのアドバイザー、④世銀貸出プロジェクトの補充活動を実施する独立のパートナー、⑤政府の贈与資金または貸付基金の受取人、⑥プロジェクトによって設けられたNGO資金供与メカニズムの受益者、としての機能を果たすことができるとしている(八節e)。

「モニタリングと評価」の段階においては、「プロジェクトの進捗度のモニタリングないしはその結果の評価を行うにあたって、NGOは、政府、プロジェクト実施機関もしくは世銀に助力を提供することができる」としている(八節f)。

世銀は、通常、NGOに直接に資金供与を行うことはないのであるが、例外的に小規模の贈与資金を提供する場合がある。この点については、次のように説明されている。「世銀の貸出業務においては比較的長期の立案過程が必要とされることから、このような長期間にわたってNGOが参加資金を捻出することは困難であると考えられるが故に、世銀は、例えば世銀の貸出業務に関連する調査ないしは会合について、場合によっては世銀の行政予算のうちから、NGOに対して小規模贈与を行うことがある」(九節)。

従来、世銀においてNGOとの接触の窓口となってきたのは、「戦略立案・評価局」(Strategic Planning and Review Department)の「国際経済関係課」(International Economic Relations Division)であった。国際経済関係課は、一九九〇年の改組により、「対外関係局」(External Affairs Department)のうちに組み込まれた。国際経済関係課は、世銀・NGO委員会(Bank-NGO Committee)の事務局としての役割を演ずる(二〇節)。

「いい子」のNGOと「悪い子」のNGO

一九八九年末に、世界各地のNGOをびっくりさせる出来事が起こった。国際的に有名なNGOであるイギリスのOXFAM(オックスフォード飢餓救済委員会)が、サルダル・サロバル・プロジェクトへの世銀貸出を支持する立場を明らかにしたのである。具体的には、当時OXFAMの開発政策アドバイザーの地位にあつたジョン・クラーク(John Clark)氏が、同年二月五日付で配布した文書において、サルダル・サロバル・プロジェクトに反対するNGOのキャンペーン活動を批判するとともに、世銀が、移住問題と環境問題の解決をインド政府に急がせて、同プロジェクトを早急に完成させるべきであるとの見解を公表したのである⁽³⁾。

このOXFAMのペーパーが、世銀を狂喜させたことはいうまでもない。また、「地球の友・日本」の田中幸夫氏と筆者が、一九八九年末に、日本のナルマダ協調融資の問題を話し合うために外務省を訪れた際に、OECF融資を正当化するために、担当の首席事務官が最初に言及した

のも、このOXFAMペーパーであった。

その後、一九九一年四月三〇日には、OXFAMのインドでのプロジェクト・パートナーである「地域医療活動センター」(VAHINI-ARCH)が、「サルダール・サロバル・プロジェクトにおける再定住と移住——批判的意見は正しいか」と題されるペーパーを作成し、世銀に提出した。このペーパーの内容は、メダ・パッカー女史に代表されるNBAの批判に終始していた。つまり、立を退き対象住民がダム建設反対運動を頑固に展開しているのは、NBAの情報操作のためであるというのである。

同様な観点に立つて、OXFAMは、一九九一年一月に、「サルダール・サロバル・プロジェクトの移住計画に関するグジャラート州、マハラシエトラ州、マディヤプラデシ州における進捗報告書」と題されたペーパーを作成し、世銀に提出した。このペーパーでは、「グジャラート州においては、移住・再定住は、相当に進展しているように思われる」のであり、世銀が、マハラシエトラ州とマディヤプラデシ州に対して、グジャラート州と類似の移住・再定住政策を採用するよう圧力をかけることを勧告していた。また、「マニベリ村の一部の村民は、移住を拒否して、溺れ死ぬまで村にとどまると宣言しているのであるが、このような村民の態度表明は、ダム建設反対運動家による脅しのためである」とも書かれていた。

このようなVAHINI-ARCHとOXFAMのペーパーに対しては、NBAはもちろんのこと、世界各国のNGOは、一斉に反発した。そして、OXFAMに対しては、抗議書簡が送付

された。

こうした折に、またもやびつくりするような情報が飛び込んできた。クラーク氏が、世銀入りするというのであった。

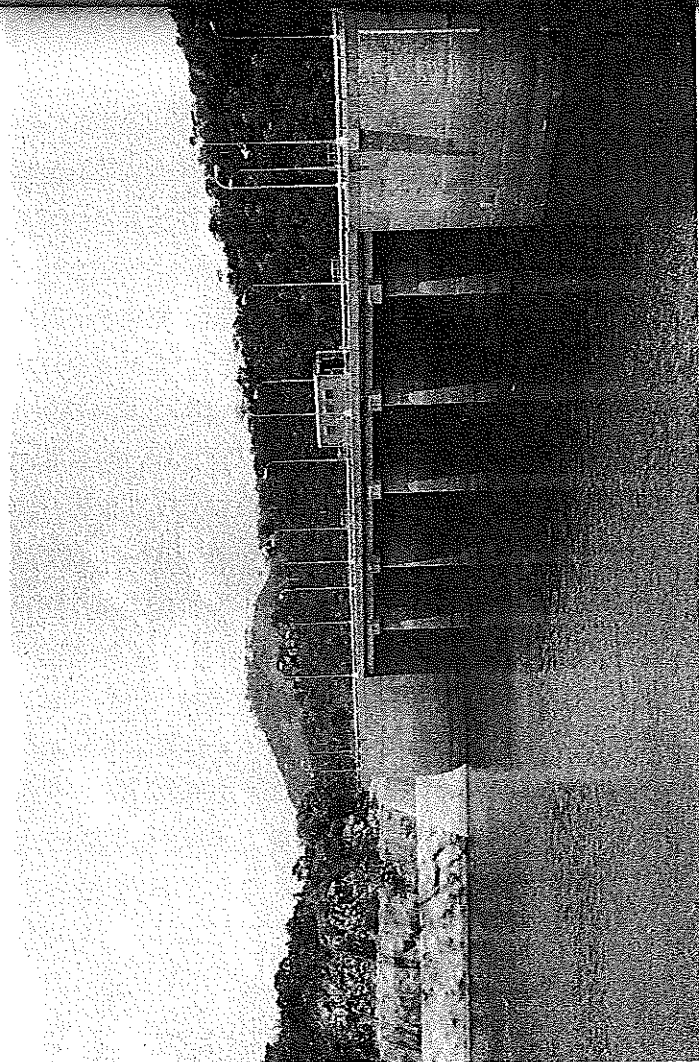
クラーク氏と世銀との間に、どのような人行交渉が行われたのかは、外部の者には知るよしもない。また、同氏がOXFAMを去るに至った経緯についてもつまびらかではない。いずれにしても、一九九二年一月一六日に、クラーク氏は、世銀の対外関係局国際経済関係課の担当官に転職したのである。クラーク氏が各国のNGOに送った挨拶状によれば、同氏の主要な任務は、世銀とNGOとの間の橋渡しを行うことであるというのである。

世銀がクラーク氏を引き抜くことにより、同氏に期待しているのは、世銀貸出を支持する「いい子」のNGOを組織化することであると見てよいであろう。しかし、同氏に、そのような力量があるとは思われない。少なくとも言えることは、世界各国の「悪い子」のNGOの間では、同氏に対する信用は完全に失墜してしまっているということである。

- (1) World Bank, *Operational Manual Statement 5.30 : Collaboration with Nongovernmental Organizations*, August 1988.
- (2) World Bank, *Operational Directive 14.70 : Involving Nongovernmental Organizations in Bank-Supported Activities*, August 1989.

第七章

問われる世銀の貸出政策



1966年に完成したアコソンボ・ダム（ガーナ）

- (3) John Clark, *The Case Against the Sardar Sarovar Dam : OXFAM Reaction*, 5 December 1989, p. 1.
- (4) VAHINI-ARCH, *Rehabilitation and Resettlement in Sardar Sarovar Projects : Are the Critics Right ?*, 30 April 1991, pp. 5-6.
- (5) OXFAM, *A Progress Report on the Sardar Sarovar Project's Resettlement Programme in Gujarat, Maharashtra and Madhya Pradesh*, November 1991, pp. 10, 14.

[著者紹介]

鷲見 一夫 (すみ かずお)

1938年 愛知県に生まれる
1965年 横浜市立大学文学部国際関係課程卒業
1970年 一橋大学大学院法学研究科博士課程修了
その後、横浜市立大学文学部専任講師、助教授、
教授を経て

現在 新潟大学法学部教授、国際環境法専攻
主 著 『ODA 援助の現実』(岩波新書, 1989年)
『きらわれる援助』(築地書館, 1990年)
『ノ・モア ODA ばらまき援助』(宝島社, 1992年)

世界銀行

1994年2月20日 初版第1刷発行

著 者 鷲 見 一 夫
発 行 者 江 草 忠 敬

発行所 株式会社有斐閣 (101) 東京都千代田区神田神保町2-17
電話 (03) 3264-1315 (編集)・3265-6811 (営業) 振替口座 東京 6-370 番
京都支店 (506) 左京区田中門前町44
印刷 精興社 製本 養正社

© 1994, 鷲見一夫. Printed in Japan 落丁・乱丁本はお取替えいたします
ISBN4-641-06685-X ★定価はカバーに表示してあります。

図 本書の全部または一部を無断で複写複製(コピー)することは、著作権
法上での例外を除き、禁じられています。本書からの複写を希望され
る場合は、日本複写権センター(03-3269-5784)にご連絡ください。

参 考 文 献

(世 銀 一 般)

- 単 行 本
- 尾崎英二『世界銀行』日本国際問題研究所, 1969年。
- 白鳥正喜『世界銀行グループ』国際開発ジャーナル社, 1993年。
- 大野健一・大野泉『IMFと世界銀行』日本評論社, 1993年。
- World Bank, *Policies and Operations: The World Bank Group*, 1974.
- World Bank, *The McNamara Years at the World Bank*, 1981, Johns Hopkins.
- Warren C. Baum, *The Project Cycle*, 1982.
- World Bank, *The World Bank & International Finance Corporation*, 1983. (邦訳『世界銀行及び国際金融公社』)
- David D. Driscoll, *The IMF and the World Bank: How Do They Differ?*, 1988.
- World Bank, *Developing the Private Sector: A Challenge for the World Bank Group*, 1989.
- World Bank, *Information Briefs*, 1992.
- World Bank, *The ECO Program*, September 1992.
- World Bank, *Governance and Development*, 1992.
- Bruce M. Rich, *Mortgaging the Earth*, 1994.
- 定 期 刊 行 物
- World Bank, *The World Bank: Annual Report*. (邦訳『世界銀行・年次報告』)
- World Bank, *World Development Report*. (邦訳『世界開発報告』)
- IMF and World Bank, *Finance & Development*.